

第五十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十一号

(二七〇)

昭和四十一年三月十六日(水曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君
理事 坊 秀男君 理事 山中 貞則君
理事 吉田 重延君 理事 平林 剛君
理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君
理事 岩動 道行君 理事 大泉 寛三君
理事 奥野 誠亮君 理事 押谷 富三君
理事 木村 剛輔君 理事 小山 省二君
理事 砂田 重民君 理事 田澤 吉郎君
理事 谷川 和穂君 理事 地崎 宇三郎君
理事 羽田武嗣郎君 理事 福田 繁芳君
理事 藤枝 泉介君 理事 村山 達雄君
理事 毛利 松平君 理事 山本 勝市君
理事 渡辺 栄一君 理事 渡辺 美智雄君
理事 有馬 輝武君 理事 小林 進君
理事 只松 祐治君 理事 野口 忠夫君
理事 日野 吉夫君 理事 平岡 忠次郎君
理事 藤田 高敏君 理事 山田 耻目君
理事 横山 利秋君 理事 春日 一幸君
理事 永末 英一君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君
大蔵事務官 塩崎 潤君
大蔵局長(主税局長) 泉 美之松君
国税庁長官 泉 美之松君

委員外の出席者

大蔵事務官 赤羽 桂君
大蔵事務官 厚生 技官
国立栄養研究所 大蔵 敏雄君
所長

専門員 拔井 光三君

三月十四日

元室蘭税務署職員の遺族に見舞金支給等に関する請願(泊谷裕夫君紹介)(第一六八一号)
各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡の是正に関する請願(小川半次君紹介)(第一七三三号)
同(黒金泰美君紹介)(第一七九六号)
同(高瀬傳君紹介)(第一八五三三号)
同(中曾根康弘君紹介)(第一八五四号)
同(藤本孝雄君外一名紹介)(第一八五五号)
同(栗山秀雄君紹介)(第一八五六号)
貸金営業法制定に関する請願(鴨田宗一君紹介)(第一七三三三号)
国民金融公庫法に基づく更生資金貸付限度額引上げに関する請願(木村剛輔君紹介)(第一八四一号)

は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○三池委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 長いこと大蔵大臣に質問を展開しようと考えておりましたが、いろいろ準備をしたのでありますけれども、その間、なかなか質疑をする時間が経過して、私のほうも材料を集めたのだけれども、きょうは十分意を尽くしてお尋ねをすることができないかもしれません。最初に、所得税法を中心にして、事務当局を含めて大臣にお尋ねをしてまいりたいと考えておりますから、そのつもりでお答えをいただきたいと思うのであります。

私は、本会議においても、今度の税制改正は、金額においてその規模は大きいけれども、しかし、その大きい中においても低所得階層に対して必ずしも行き届いた減税になっておられない、そういう趣旨のことを指摘をいたしました。きょうはそういう低所得階層に対して十分行き届いた減税ではないという立場で幾つかの例をあげながら、政府にその善処を求めてまいりたいと考えておるわけでありました。

そこで、最初の問題は、大蔵省が毎年発表しておりました献立表、これを本会議で大臣に質問しましたら、私まだそういうことを知らないといってお答えできませんでした。しかし、その後、三月七日に、四十一年度税制改正の基礎になった生計費が公表になりました。これによりまして、それぞれどこまで発表になっておりますが、試算をしてみると、独身者の場合は、一日当たり百八十六円八十七銭、一日二千五百カローリを基礎にして数字が公表されたのでございます。まあ、結局これだけあればまず食べていかれるという趣旨であらうと思うのであります。ただ問題は、国立栄養研究所に、さて、この金額ではたして献立が編成できるかどうかというこまかい献立表の発表が

ないということでございますけれども、ことしはこれはおやりにならないのかどうか、その点について伺いたいと思うのであります。

○塩崎政府委員 お答え申し上げます。

一昨年来、所得税法の課税最低限に関連いたしました、食料費を基礎といたしますところの消費支出、これが問題になったのでございます。私どもは、課税最低限のきめ方いろいろな考え方があり、過去におきまして各種の研究を進めてまいったのでございますが、こういう計算は、昭和三十三年ごろから私どもの内部におきまして課税最低限の妥当性を研究する一つの意味でやってきたのでございます。そんなような一つの方法でございましたので、別にその世の中にこれが唯一の基準であるということ公表するつもりはなかったものであります。昨年、たまたま御要求によりまして御提出申し上げたのでございます。そこで、御承知のように、いろいろな批判を生んだのでございます。本年度もこの点につきましてもいろいろな考え方ができたのでございますが、私は、昨年度におきまして国立栄養研究所があれだけの責任をもつてつくられた献立でございまして、いろいろな批判がございましたが、今年度におきましてそれを要するだけの必要性はないものと考えたのでございます。そんなような意味で、本年度は昨年度の献立を基礎といたしまして、最近の食料費の値上がり等を勘案いたしまして計算いたしましたのが、先ほど御指摘の百八十六円八十七銭というような数字になったのでございまして、種類の批判はございましたけれども、現在のところ、国立栄養研究所がつくられた献立は妥当なもの、かように考えております。

○平林委員 今回発表された数字は、少なくとも昨年の物価を基礎にされておりますし、この正月値上げになりました米代おおよそ八・六%の分は

含まれておりませんし、

〔委員長退席、吉田(重)委員長代理着席〕

最近特に高騰を続けております牛肉とかあるいは卵、高低はありますけれども、そうしたものに ついても含まれておられない。いわんや、物価の上昇が五・五%をこえる、こういうようなことになりますれば、数字の上では一日百八十八円八十 七銭とありましても、實際上、はたして献立がで きるものかどうかという点で、私はやはり国民の 批判というものが集中すると思うのであります。 これにこたえる意味では、できませんというこ とは、具体的献立表をつくつてもらわなければならぬのではないかと。私は別に意地悪な言い方をす るわけではありませんが、政府の減税政策におい て、なおかつこの程度の献立であるというこ とは、やはり発表をする必要があると思うのです。 私は、そういうことが、政府が国民の課税最低限と いうのはどの程度というのを絶えず自覚してい く上において一番必要な手段であると考えてお る。国民はむしろ、もちろん評判は悪いではな い、こんなもので食えるか、だから、こんなこ とで献立が各家庭でできるかどうかという議論があ ることは当然だ。私もそれをつくらせるというこ とじゃないです。問題は、課税最低限が低過ぎる ということを絶えず実際の問題として実験をして いくという意味で政府はおやりになる必要がある のではないか、それをこしやらないというのはい けない、発表すべきだ、こういう考えなんです。 去年のやつで私十分だと思いません。 思わないので、これをつくるべきだというのが私 の要求なんです。これは意地悪で言うのじゃな い。そういうことを絶えず実験をしていくこと が、政治家としてあるいは政府としても、今日の 課税最低限を引き上げる一つの示唆になる、励ま しになる、こういう意味で、私はどうしてもつ けてもらいたい、こう思っておるのですが、い かがですか。

○塩崎政府委員 確かに、去年の批判がありまし た結果から顧みまして、私も国立栄養研究所に

つくつていただきました去年の献立が、絶対的に いまいいものだと考えております。しかし、 昨年初めての試みといたしまして、国立栄養研究 所にお願ひいたしました上りましました献立で ございます。本年度もその献立を全面的に改める という考え方もございするけれども、やはり私 は、二、三年これを一定いたしまして、ただ、金 額の計算は私どもがする義務を負つておりますの で、それをもつて足りるのではないかと。献立は発 表しないということではございせん。発表いた しておりますものは、去年国立栄養研究所におい てつくつていただきました成年男子一日二千五百 カロリーというカロリーベースに基づきました献 立、これは、私は、国立栄養研究所といたしまし ても自信のあるものと、かように考えておりま すので、それをもつてやっておるのであります。 発表してないということではなくて、去年の 献立をベースにいたしました、最近の食料費の金 額をかけて計算いたしましたこういうふうにな る、こういうふうに表示いたしましたのでござい ます。今後なお、これらの点につきまして種々の 御批判もございまして、献立等につきま しては、十分ひとつ国立栄養研究所等において研究 していただきたい。何ぶんこういった税の問題を 離れての基本的な問題でございしますので、私ども しろとでございします。しかし、なお研究さして いただきたい、かように考えております。

〔吉田(重)委員長代理退席、金子(一)委員長 代理着席〕

○平林委員 この問題については、大臣、私はお 遊びでひとつために国立栄養研究所につくらし たらいかげんかと言つておるのじゃないので す。しかし、ただいま申し上げたとおり、これは 一つの実験を通じて絶えず政治家が心していかな ければならぬ、そういう立場でことしもやらした らいかげんか、こういうことを申し上げておるわ けです。そして、いまお話がありましたが、私ども、私は実際的に可能かどうかという点には疑問 を持つておるのでございします。また、これらの調

査は総理府の家計調査を分析をしていろいろなこ とをおやりになったのでございしますけれども、こ の総理府の家計調査についても、分析をいたします といういろいろな問題があるのでも、分析をいたす といういろいろな疑問を審査する上でも一つの対象 になりますから、大臣、ことしもぜひそれをつくる ようにお命じになっていただきたい。大臣の御見 解を承りたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 たいへん御親切なおすめ でございします。十分私も検討してみます。

○平林委員 大臣のいまの検討するということば は、私はきらいなんです。あなたの言うのはこ の間から失敗してゐるんだ。先ごろ横山委員も 言つてゐるんだけれども、いまの雰囲気だと、検 討するということとはやらせまうということになる わけなんだ。大体私はそういうふうな受け取る のだ、人間が善意にできてゐるから。ところが、 検討するということの結果は、たいしてあれじゃな いからというところになったのでは、私は、いま短 い時間大臣にせつかく出席していただいて大臣の 答弁を聞いたにしては、何も残らないのだから、 検討するということとは、それを実行するといふこ とだといふふうに理解したいのですが、もう少し はつきり言つてください。横山委員も質問してい たんだ。会議録読むと、一体何のことだか、ちつ ともわからない、あれでは意味がないじゃない か。私疑い深いわけじゃない。あなたが悪いん で すよ、大臣の答弁はどうも政治的過ぎるところが あるから。やると言つて、約束してくださいます。

○福田(越)国務大臣 この問題は、ことしはつく らないほうが、いたずらな誤解を招かないことに なるだろう、こういうふうな考えまして、まだ準 備をしていないのです。そういうことで、ことし の問題としては間に合いかねるかもしれない。し かし、これはお話もありまして、そういうサイド の感覚、これもよくわかります。でありますから、 前向きでひとつ検討してみる、かようにいたし たいと存じます。

○平林委員 前向きで検討するということは、一 歩進んだうだけれども、私の要求に達してゐる かどうかかわからない。だけれども、国民は四月一 からこれで大体よろしゅうございしますよというこ とになるわけですよ、かりにこの税法が通ればで すね。税法が通ればそうなるんです。私は、その 前向きというやつを一步進めて、時間的に余裕が なければ別だが、家庭の主婦は、税法がきまつた ら、その日にでもそれで食つていかなければなら ないということになるわけですから、ぜひひとつ それを実行していただきたいということを要望い たします。

ただいまの問題も十分じゃないけれども、次の 問題に移りますが、納税人員の点であります。今 回の所得税の減税におきまして、納税人員はおお よそ二千万人程度にとどめることができたといふ ことになりました。もし税制改正が行なわれなけ れば二千二百万をこえるだろう、こういう推定で ございしたのが、とどめることができたわけだ らう。この納税人員二千万人程度にとどめ ることができたという程度では、この税務署の税 務行政については、昨年度税制調査会に要望され て、徴税事務にも支障があるという趣旨の要望書 を出された国税庁としては、今後同じ状態が続 くのではないかと、これを私は指摘をしなけれ ばならぬと思つておるのです。なぜかという、 去年そういう納税者が多くて非常に困る、これは ひとつ減少するような方向でやつてもらいたいといふ 要請といひますか、悪いことをいへば、悲鳴 をあげたときには納税者もおおよそ二千万人だつた わけですね。それでそれから、何らかの体制なり その他の手段が講ぜられない限り、そのときの状 態と同じなんです。そういう意味では、国税庁 長官たいへん困つておるんじゃないかと思ふん で すけれども、いかがなものでしょう。

○泉政府委員 お答え申し上げます。昨年度国税庁 のほうから税制調査会に対しましてお願いいたし

ましたのは、一つは、先ほどお話のように、納税者が最近非常にふえて、これに対して税務職員の数が増えませんが、なかなか税の執行上調査の万全を期するに骨が折れる、こういう点と、いま一つは、税制が非常に複雑で、納税者にとってもそうでありまして、その執行に当たる税務職員といえども、その執行に当る苦勞が多い、この二点を何とか解決してもらいたい、こういうことを申し上げたわけでございます。で、今回の税制改正におきましては、お話のように、納税人員は二千六百四十五千人というふうになっておりますが、税法改正しない前に比べて、税法改正しない前は二千二百九万人という見込みでございすので、相当減少いたしておりますし、また、四十年の見込みであります二千百万人に対しても減少する見込みということになっておりますので、納税人員の点からいいますと、まあまあこの程度でやむを得ないのではないかと考えております。

また、税法の簡素化の点につきましては、御案内のとおり、各種の点で簡素化の措置ははかられておりますので、これで十分満足と言えらるるわけではございませんけれども、その方向を今後とも推し進めていただくならば、私どもの執行面の負担は相当軽減されていくのではないかと、いろいろ考えておるわけでございます。

○平林委員 これは、こういうところで話をするお役所的な答弁でございまして、いまのお話、そのお役所の答弁でも、やむを得ないとか、満足でないというところは、昨年の悲鳴というものは解消しておらないということになると私は思うのです。そこで、去年問題になりました学校を卒業した子供で、高校とかあるいは大学——まあ最近の大学は初任給大体どのぐらいになりますか、わかりませんが、なるべくならば、学校卒業したての子供たちには、あまり税金の苦しみは——勉強のためなら話は別でありますけれども、低額所得層と見られるこの階層については、なるべく減らして、そして納税人員はそこからすくい上げていくということも一つの考え方

あるかも知れませんが、扶養親族の所得限度五万円ということに基づいておられます関係上、扶養親族が納税者から落ちていくこと、さらにまた、扶養親族が給与所得者に転換していくこと、さらにまた、農業の専従者等が給与所得者に転換していく、営業者が法人成りをいたしまして給与所得者に転換していく、こんなような関係が、給与所得者を中心といたしまして増加した大きな原因であらう、かように考えております。しかし、今後の所得税の方向といたしまして、独身者あるいは世帯持ちにどの程度のウェイトを置いていくか、これは担税力を示す大きな問題でありますので、今後慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○平林委員 私は本会議のときにも指摘をしたのですけれども、昨年の税制調査会に対して政府が提出した東京都内の法人を選定して行なった実態調査によりますと、高校を卒業した子供たちが、採用されたその翌年から七・一・八％は税金を付けておる、大学の卒業生になりますと、もう最近では一〇％税金がかかる、こういう数字になつておるようでございます。これは東京都内の法人の調査でございますけれども、大体普遍的なものと考えてよろしいのではないだろうか、こう思います。そうなりますと、私はここに一つの社会的な問題を考えないわけにはいかないのです。なぜかという、高校を卒業して職場に就職するの、いわば勤労学生です。大学に進学をする家庭の子弟と比較をいたしますと、どちらかというと恵まれる階層の人たちでございます。相当数の人が父兄の保護や、あるいは自力もございまして、実社会に出て勤労少年として働かねばならぬ。その勤労少年たちに対して、職場に入ると税金がかかってくる、こういうことは、私はやはり政府の低所得階層に対する課税のしかたが間違つておるのではないだろうか。少なくとも、こうした年少労働者に対しては、社会的な環境、状況等を考えれば、税金をかけないということから

出発していかねばならぬのではないか。そういう配慮をすることによって、納税人員の縮小ということが一つの方法としてはかられるのだから、そういう意味では、こうしたところに対して何らかの措置をとっていかねばならぬと思うのです。まずここから始めるべきだと思ふのですけれども、いまの場合ではどうも処置ないのでないか。何かいいふうはないものかという点をひとつお尋ねしたいと思ふのです。

○塩崎政府委員 確かに、高校卒の七割が所得税を納めなければならぬという批判はすいぶん聞くところでございます。先ほど来申し上げておりますように、扶養親族の多い方々、あるいはまた教育費のかかるような、教育費控除が主張されるような場合におきまして、独身者と所帯持ちとどちらが担税力があるか、これはなかなかむずかしい考え方が要るところでございます。私も、過去におきましては、先ほど来申し上げておりますように、これは過去との比較でございますけれども、世帯持ちのほうに重点を置いてまいつたのでございますが、御指摘のような点もひとつ考えなければならぬ、その方法といたしまして、いろいろの方法がございまして、私も、この納税人員の増加の最大の原因が、御指摘のように、営業業者や農業所得者ではなくて、給与所得者の増加であるということを考えまして、それもまた独身者の増加であるということも考えまして、それを救うにはどうしたらいいかという点を考えておりましたのが、例の給与所得控除のうちの定額部分の引き上げでございます。本年におきまして一万円の引き上げをはかっておるのでございまして、給与所得者の独身者の課税最低限を引き上げ、給与所得者の定額部分の引き上げではなからうか、基礎控除は、給与所得者のみならず、営業業者、農業業者にも及びますので、給与所得者だけに及びますところの給与所得控除のうちの定額部分だけを引上げることに、これに対処できないか、かように考えているのでございます。現在三万円でございますが、本年度の改正案におき

ましては、一万円引き上げまして、四万円、これは種々の意味がございすけれども、給与所得者の独身者、働く人に対して最も大きな課税最低限、かように考えております。

○平林委員 税制調査会でも今後の減税の基準をどこに置くかという問題が議論されてきて、これはまた大臣との間で私議論をしたい点の一つでございすけれども、その中に、納税者の割合をひとつめとして考えたかどうかという点もございす。私は、低所得階層に末広がりに広がって最近の納税人員の状況から考えてみますと、それも一つの方法ではないか、そう考えるのであります。

そこで、国税庁にちょっとお尋ねをしておきたいと思うのであります。一体、納税者一人当たりの徴税費というのはどうなるのだろうか。私は、低所得階層に課税をして得られるところの収入というものと、それから、今日国税庁の徴収のために使われる、いわゆる徴税費とを比較いたしますと、こういう下のほうにまでやたら税金を課しておるといふ現状は、徴税の経費などから考えてみても、必ずしも国家の収益を増加させるものでないのじゃないか、観念的にこう考えるわけでありすけれども、一人当たりの納税者の徴税事務はどういうふうになっているのか。そしてまた、たとえ、いま二十万人でございすけれども、これを千五百万人とかあるいは千六百万人とかというように、ぐっと下げるということによつて、徴税とかは下がるといふけれども、しかし、徴税事務はそれだけ簡素化されて、そして他の部門に回りますから、効率がよくなつて、そんなに国家収入には大きな穴があかないのじゃないかというふうなことも考えるわけですけれども、この関係は一体どういふふうになっておるか、ここを明らかにしてほしいと思ひます。

○泉政府委員 徴税費の問題でございすが、徴収百円当たりの徴税コストといたしましては、御承知のとおり、かつては二円をこえる状況でございしましたが、近年租税収入が相当ふえてまいつて

おるにもかかりませず、税務職員の増加をいたしてございせんので、昨四十年の補正後におきましては、一円八十九銭になってございす。これが四十一年の見込みでは、徴収が、御承知のとおり、税制改正によつてあまりふえませんが、人件費のほうが一円九十五銭といふことに相なつてございす。これをさらに納税者一人当たりというお話でございすが、この計算は、それぞれの税目によりまして納税者の数が違つてございす。なかなかむずかしいわけではございす。

ただ、私どものほうで、何といつても税務行政上問題が多いのは申告所得税でございす。源泉徴収のほうは、御案内のとおり、源泉徴収義務者のほうでそういう仕事をいたさすので、源泉徴収義務者の源泉徴収に要する経費を見込みますと、これは相当多額な金がかつてゐることは事実でございすが、国税庁の徴税費としては予算に乗りません。そういう源泉徴収義務者の源泉徴収に要する費用も、相当大きな社会的なコストとしては十分考えなければならぬのでありますけれども、その資料はまだ十分つかんでおりません。

そこで、申告所得税の納税者について検討いたしてみますと、これもいろいろ問題がございまして、申告所得税は、納税する人だけでなしに、源泉徴収あるいは予定納税の還付を受ける人、さらには申告の結果控除失格になる人、この人の分まで実は仕事としてやっておるわけではございすので、そういう面もあわせて考えなければならぬと思ひますけれども、ごく大ざっぱに、申告納税の所得者で、納税者だけについて見ますと、これは非常に大ざっぱな計算で、今後十分精査してまいらぬといふことと思ひますけれども、一人当たり約八千四百円の徴税コストがかつてゐるわけではあります。これに還付の人員を加えまして六千四百円、さらに控除失格をするものを考えてまいりますと五千四百円足らず、こういう程度の徴税コストがかつてゐるわけではございす。もつ

とも、所得税は、先ほど申し上げましたように、源泉徴収の分をあわせて考えなければならぬで、何ぶん源泉徴収のほうの徴収義務者のコストが十分わかりかねますので、一応申告所得税の分だけを申し上げたわけではございす。

○平林委員 かりにこれが、大づかみでありますけれども、課税最低限を八十万円程度にした場合には、社会党としてはそれを主張してゐるんですけれども、納税人員はどのくらいになると試算されたことがあつたか。野党の言うことであるから、特に計算したことはないというお考えですか。

○堀崎政府委員 私ども種々の計算をいたしまして、将来の改正案を検討いたしてございす。ただ、課税最低限を八十万円にするにいたしましたけれども、基礎控除でやるか、あるいは配偶者でいたしますか、いろいろなやり方があるかと思ひます。

そこで、これは研究の過程でございすので、これにあまりとらわれないで、率直に申し上げますと、たとえば、納税人員を一千万人くらいにするにはどの程度の課税最低限にしたらいいかという研究をいたしたことがございす。そうなりますと、基礎控除を——基礎控除だけでいくというところも考えられませんが、まあ三十万円くらいにすれば、一千万人くらいになるのではないかと、そういたしますと、現在の所得水準で約二千七百億円ばかりの徴収がある、こういうふうになろうかと思ひます。

さらにまた……

○堀委員 ちょっと関連して。いま三十万円まで基礎控除を置いたら、二千七百億ですか、減収になるといふのが、それは確かに上までずらつて持つていつてしまつて二千七百億円くらい減収になります。ところが、それを大体二百万円超えくらいのところ、そのところからだんだんカーブが落ちていく、こういうふうにもし考えるとするならば、というのは、いまの問題というのは、低所得の者が非常にたくさん課税対象になつておるといふことが問題なんで、だから高額所得者のほ

うは、生計費に相当余裕のある収入があるわけですから、その分は担税能力ありと見るならば、そこまで減税する必要はない。であるから、趣旨として、われわれがいまそういう問題を提起してゐるのは、低所得のところを厚く、高額所得にはその効果は及ばなくともいいというふうな発想で考えてみると、いまの二千七百億円というのは千五百億円くらいに下がらざるを得ないのか。これは私の目測でございすけれども、その点はどうでしようか。

○堀崎政府委員 いま堀委員の御主張の、基礎控除あるいは扶養控除を一定限度こえた所得階層には全然適用しない、だんだんと上に行くに従ひまして、いわゆる消去していくという考え方、これはアメリカの学者が主張してゐるところでございまして、最近の社会党の御提案にも出ております。私どもはそういう考え方現在とておりません。私どもは、そのこと自体、いろいろな課税最低限をすべての人に適用することが公平という意味で、そのお考えには賛成しないのでございす。が、おっしゃるとおりにやりますれば減収は防げる、こういうことは事実でございすが、どの程度に減収になるか、これもやり方一つでございすので、計算はできるかと思ひますが、まだ計算はしておりません。

○堀委員 ちょっともう一べん。いま局長は公平でということをおっしゃられたのですが、公平ならそうすべきだと私は思ふのです。なぜかといふと、累進税率ですから、同じ三十万円引きましても、その三十万円の効果は上積み税率でいくつるわけですから、実際には低額所得者よりは高額所得者のほうが、同じ基礎控除によつてたくさん減税を受けるわけなんです。そうすると、課税の公平ということから言へば、消去税率を使うほうが課税の公平になるんじゃないか。だから一千万円も二千万円も所得のある人に三十万円の基礎控除なんというものは、これは私は公平もへたくれもあるんじゃないかと思ひます。要するに、そういうことじゃなくて、それが作用する範囲、二百

万円とか三百万円とか、そこらまでは公平の原則をある程度考えなければいけないけれども、上積み税率の問題をあわせて検討して公平を考へるのが、私は、租税体系上は真の公平の原則じゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○塩崎政府委員 確かにその点もあるかと思ひます。限界税率、上積み税率は一〇〇%のところはないんだから、必ずそこに残るものがあり、その点で、その金額で生活費その他、あるいは貯蓄でもまかなえるではないか、よつて、課税最低限は一定限度以下の所得層にだけ適用していいんじゃないかというお考えが私は成り立つかと思ひます。しかしながら、やはり私は、課税最低限は課税最低限としてすべて控除することにし、で、しかし、一方上積み税率のきめ方、これをひとつきめるのが、より税制として適當ではなからうか、かように考へております。現在のわが国の税率は七五%、地方税まで入れますと、限界税率では九〇%をこえるようなところでございす。そうなりますと、私は、単純なやり方で控除を上のほうにドロップさすというとは相當な問題が起こりやしないかと思ひます。もう一つは、税制上もまたきわめて複雑な仕組みを設けなければならぬ、こんな点が問題点だらうと思ひますが、しかし、アメリカの學者にも主張する人があり、さらにまた、私の読んだ本では、イギリスのある連邦の中に行なわれているところもありというふうに向つております。もちろん大きな国ではないかと思ひますが、そんなことをいつておりますので、研究問題としては組上にのほるだらう、かように考へております。

そこで、金の計算の議論になりましたが、税制の研究の意味で申し上げておるのでございす。三十万円に上げますと、そのときの課税最低限は八十二万五千円ということになります。さらにまた基礎控除だけ上げるといふことは、そういう政策を傾斜的にとることも可能でございすし、それが、あまりにもそれと過ることでございすし、しょうから、もう少し別な、配偶者あるいは給与

所得控除、このあたりもひとつ加味して上げなければならぬということも考へますと、このほうがむしろ、先ほど若干申し間違へたかもしれせんが、配偶者控除あるいは扶養控除、これらを上げていくほうがよい金がかかるようではございす。三千六、七百萬円ばかりの減収が生じて、納税人員はやはり千万人ばかり減つてまい、こういうところでもございす。そのときの基礎控除のモデルは、現在の十四万円を二十三万円にし、配偶者控除を十三万円から二十三万円にし、扶養控除を一律現在の六万円というのを十万円にする、給与所得控除も四万円を六万円にするといったようなオールラウンドの改正をしてまいりますと、約三千六百二十億円の計算が出てまいります。そういたしますと、納税者が約千九百万人ばかり減りますが、こういたしますと、課税最低限が百一十万円ぐらゐにならうかと思ひます。その他、私どものことでもございすので、たとえば、納税人員を五百万人減らすにはどういったことになるかという計算しかございせんが、これはまた御質問に

応じて答へたいと思ひます。

○平林委員 はなはだ事務的なことですけれども、将来において八十万円程度まではしたい、こういうのが、総理大臣並びに大蔵大臣などのお考えのようではございす。そこで、課税最低限を八十万円にするためにはどういう措置が考へられるか、その幾通りかの試算を御提出をいただきたいと思ひます。これはよろしゅうございす。

○塩崎政府委員 先ほど来申し上げておりますように、種々の前提があり、種々の組合せがございすので、そういう前提を置いた一つの研究資料といたしまして御提出申し上げたいと思ひます。

○平林委員 この問題は資料をいただいて後さらに申し上げたいと思ひますが、いづれにしても、現在の納税者層を、税調でも指摘をしておりますように、今後の納税者の割合を一つめどとして減税というものを考へたらどうかという示

唆もございすし、また、国税庁においても、現在の納税人員ではとてもたまらない、ただいまの泉さんのほうは、去年自分が出したものでないものですから少し間接的になってまいすけれども、それでもやむを得ない、あるいは満足ではないというふうなお答えがございすように、やはりこれも今後減税をする場合の一つの基礎になる、また、いまお話のように、総理も大蔵大臣も八十万円程度をめにするというのを考へておるのですから、そういうことを通じて納税人員は少なくなっていくことができると思ひます。

そこで、現状においても、政府の資料によつても明らかとなり、三十九年度においては、平均国民所得に対する課税最低限の割合が四五・九%になつておる。これは三十九年度が平均国民所得が百二万六千三百六十円に對し、課税最低限が四十七万三千七百七十七円に對し、課税最低限が四十五・九%、昭和二十五年當時でございす。平均国民所得が三十二万二千八百八十六円に對し、當時の課税最低限が十四万九千四百十四円に對し、当時の課税最低限が四十四・九%といふところから、四六・五%、大体四五・六%といふところでもございす。しかしながら、昭和九年ないし十一年當時は、平均国民所得が四十一万二千七百二十円に對し、課税最低限は七十八万八千四百三十七円となつておりました、割合を見ますと一九一%、つまり、平均国民所得の二倍程度のところから納税人員になつておつたといふことを考へますと、先ほど試算をされましたように、現状においても、少なくとも一千万人程度の納税者に持つていくといふようなことは、ここ近年における緊急不可欠の要請としておやりになる必要があるのでないか、こういうふうになる必要があるのでないか、大臣に直接お伺ひできないので、あなたに聞くのは悪いけれども、八十万円程度にするといふのは大体いつごろというふうな御計算でおるのでしょうか。

○塩崎政府委員 所得税の減税のめどを納税人員に置くといふ考へ方、非常に有力な御意見でございす。私ももうそういう目安は常に持つてお

らなければならぬ、かように考へております。ただ、御存じのように、所得税は、何といひしても税制中の最もいい税でございすし、私は、これによつて民主国家ができる税らしい税だと思つております。そんなふうな意味で、納税者がふえることだけでこの所得税を考へていくこともどうか、かように考へております。ちなみに納税者数の有業者に対する割合は、先進国に比べてまいりますと、まだまだわが國は低いようではございす。いま御指摘の平均国民所得からのお話もございす。日本が四十一年度の改正後で五五・七%であり、少し数字が古いのでございす。アメリカは納税者が非常に多いのでございす。そういう関係で六五・五%、イギリスは六九・八%、西ドイツは六九・二%と、こんなふうな所得税の納税者は上昇しておるのでございす。アメリカにおきましても、六百ドルという基礎控除は一九四八年以来据え置き、そのため五千万人ばかりの納税者、一億五千万人の人口の三分の一が納税者で、まさしく所得税が中心でございす。私は、各國、各國の事情がございすし、わが國にはわが國の事情がございすし、別途に考へるべきだと思ひますが、こんな点も、どういふふうに考へてまいりますか、ひとつ詳細に検討してまいりたい、かように考へております。

そこで、御質問の八十万円にするのはいつごろかというお話でございす。これも、幸い現在資料を持ち合はしておりますので、御参考までに申し上げますが、先ほど来申し上げておりましたように、同じ八十万円に課税最低限を持つてまいりますにいたしても種々の方法がございす。いま、堀委員御指摘のように、それはいままでの計算方式であるから、もう少し減収を少ない方法で八十万円に持つていくことも可能であらう、こういうふうな考へ方もございすし、一応いままでの考へ方で私どもが試算したものがございす。課税最低限八十万円にいたします方法といたしまして、基礎控除を、十四万円

を七万円に上げます。配偶者控除を、現在一万円の差がついておられますが、これを一万円の差を維持いたしまして十六万円にいたします。扶養控除を六万円から九万円に上げるといたします。約千七百億円ばかりの減収でございます。これが最も少ないのでございますが、そのほか、たとえば、配偶者控除を基礎控除と同額にする、こんなような御意見もございまして、十七万円にいたしますと、課税最低限は八十一万三千円になり、減収といたしましては千八百億円に上るか、こんなところが現在のところ最低の減収額であろう、先ほど申し上げましたように、基礎控除を十四万円から三十万円に上げますと、二千七百億円ばかり要りまして、基礎控除一本立てにしますと、課税最低限は八十二万五千円、こんなような非常にバラエティーのある数字が出ましようが、これだけの減収額を私どもは確保しなければならぬ、これがいつ行ない得ますか、これは大臣の政治的判断によりましようし、政府の政策の結果によりうかと思ひますが、こんなようなことを私どもは頭に置きながら、できる限り早く進んでまいりたい、かように考えております。

○平林委員 これは政治的判断でございまして、大臣でないと思ひますが、いまその前に例をおあげになりまして、有業人口と納税者との割合を諸外国の例でお話しになりましたが、どうもこういうときにそういう例をお話しになるのは、私適当じゃないと思ひます。少なくとも、現在の課税所得階級別の納税人員を見ますと、課税所得十万円程度の者が六百九十一万三千人もいますので、ここのほうを例にあげてもいいのです。これは昭和三十九年度の資料で、最近の発表がございせんから三十九年の資料を使いますけれども、課税所得十万円程度の者が六百九十一万人もいますので、そうして、十万円から二十万円程度の者が六百二十七万四千人もいます。課税所得が二十万円以下の人であつても、約八〇％納税者は占めておられるわけですね。私は、諸外国における有業人口と納税人口の割合などを

あなたがお示しになるとは思ひなかつた。やはり日本の場合には課税所得の階級別納税人員というのがこんな低いのだ、こういう程度だということをおきまして、ぜひ近い将来に課税最低限を八十万円程度に持つていくというふうなことをしてもらいたい。大臣が諸外国、西ドイツとかイギリスとかアメリカを言われるのはいいけれども、私と話し合つて、何とか低所得階級を救つていくべきだ、諸般の事情からいつてもこれは道理だ、こういうことで申し上げておられるわけですから、そういう方面で話をしてもいいのです。

ついでですから、最近時における課税所得階級別納税人員はどうなつてゐるか、この機会に聞かしていただきたい。

○塩崎政府委員 まず、私が外国の納税人員を申し上げましたのは、別に減税する方向に反対という意味で申し上げたのではない、ただ所得税というのはいかなる税制上地位を占めるか、非常にむづかしい問題がある、ドイツのような間接税の比較的多い国でもこんなような状況であることを申し上げたかったのでございまして、おっしゃる通りに、私どもは現在の所得税が多分に問題があることは存じておりますし、減税の方向につきまして、別にやぶさかであるとか、ちゅうちょしてゐる、こういう意味ではございせんので、ひとつ御了解願ひたいと思ひます。

ただいま所得階級別の納税人員の御質問がございましたが、先ほど平林委員のおあげになった数字は、私どもの数字のどれを申されたのかよく存じませんが、課税所得と申されましたことから見ますと、課税最低限を引いた残りの課税所得で分類された数字ではないかと思ひますのでございまして、私どもは、所得税の担税力の一つの指標といたしましては、やはり総所得、これを階級別に見るのが一番いいのではないか、かように考えております。しかしながら、所得税の納税人員は、先ほど申し上げましたように、有業人口の半分ちょっと越したところでございますし、失格者が比較的多いわけでございます。さらにまた、所得税の納税

者は、先ほど申し上げましたように、扶養控除とか基礎控除で失格した方があつておられます。したがひまして、先ほど来申し上げておりますように、現在の所得税の納税人員の給与所得者で申しますと、五割二分が独身者であり、四割八分程度が世帯持ちであるといふと、そこで独身者の数が非常に多い。独身者の方々の所得は世帯持ちに比べて少ないのでございまして、納税者となつてあらわれなかつた階級の分類では比較的低額所得者が多くあらわれる結果になつてゐると思ひます。こういった前提を一つお考えになつていただかなければならぬが、私どもが昭和三十九年度の実績で納税人員を見てまいりますと、先ほど来申し上げました、課税になつた人員の中で、総所得で百万円以下の人員が九〇％ばかり占めておる、百万円をこえておられるのが一〇％、こんなような結果になつてゐることだけ申し上げ、こまかくは、いづれにいたしましてもこの際は御遠慮申し上げて、ただその読み方は、先ほど申し上げておられますように、独身者の納税人員が非常に多い、したがひまして、低額所得者が比較的多くなつておることをひとつ御記憶になつていただきたい、かように思ひます。

○平林委員 これも、いづれ資料をいただきました承知をいたしたいと思ひます。

いづれにしても、私の言いたいことは、今日の課税所得階級を検討してみますと、きわめて低所得階級にかなり数が多い。また、同時に、納税人口の減少をはかるという一つの将来の減税の中心に置くということも考えられますので、そういう意味で、ぜひ政府でも検討を進めてもらいたいということが主眼でございます。

そこで、私、少しわきの話になるのですが、最近の経済事情を見ますと、サラリーマンの奥さんたちが、最近では内職をされる方が非常に多いわけでございます。この間も私いろいろな実態の調査をしてみたのでありますけれども、あなた方は、国民の中で、特にサラリーマン階級が多いのですけれども、各家庭で内職をやつてゐるのは一

体どのくらいいるというふうな御判断をしておりますか。

○塩崎政府委員 平林委員から前もって御質問がございましたので、私どもも、内職人口がどの程度いるか研究したいと思ひまして研究したのでございまして、この内職といふことばの定義もなかなかむづかしい、さらにまた、統計資料もさまたぎがございますが、私どもの税務統計にはこれが確たる数字であつておりません。そこで、他の資料から推測するしかないのでございまして、昭和三十一年の国勢調査によりますと、自宅で内職をしてゐる人、主婦や老人などが、店や作業場などの設備を持たないで、家庭で行なう賃仕事という定義で内職者の数を調査しておりますが、そのときの数は三十二万四千人でございまして、それから、昭和三十九年度の国民所得の統計で一つの推定があるようにございまして、三十八万四千円、こんなような数字があつております。税務統計では、内職人口という統計はあつておりません。

○平林委員 これは、私もその点でいろいろ調べてみたのですけれども、東京都の労働局が、昨年、昭和四十年の三月に「東京都内の家内労働従事者実態調査報告書」というのをまとめたのです。これを取り寄せてみましたら、いろいろ読んでみましたところ、いまのような数字じゃないのです。私の選挙区でもいろいろの実態を調べて、家庭の主婦がどのくらい出動してゐるか、あるいは、うちの中で内職をしてゐるか、ということをできるだけの数字を集めてみたら、とにかくいろんな名前があるのです。パートタイマーというふうな名前前で、大体工場へ働かずに、三時間くらい働くのパートタイマーというのだそうです。それから季節をきめて、そうして働かせるものもある。臨時というのだそうです。臨時、臨時、こう呼んでゐる。そうかと思つて、スペシャル・ワーカーというのがある、これもある特定の仕事だけをやらせるのでスペシャル・ワーカーといわれるのだそうです。それからアルバイトというのがある。いろいろな名前がある。アルバイト、スペン

の状態でございます。

○平林委員　そういう意味では、三十三年當時に五万円以上の所得があれば、税法上あわせて申告をせねばならぬというその時期、今日は昭和四十四年ですから、八、九年たつておる。それが實際据え置きになっておるといふことは是正すべきものじゃないか、こう思うのだけれども、そういうお考えはありませんか。

○塩崎政府委員　ただいまの平林委員の御主張、私も確かに考えなければならぬ問題だと思ひます。しかし、世帯単位としての課税ということをどういふふうに所得税で考えてまいりますか、こんな点もひとつ考えてまいらなければならぬと思ひます。ことに、二割二分くらいが内職を持ち、所得を持つ世帯であり、八割が持たない世帯であるといひますと、やはりそこに担税力の相違が出てくる。必ずしも私は、この五万円ということを上げることがいいかどうか、これはよほど考へてみる必要がありはしないか、しかし、税務におきまして少額の所得を調査する、あるいは納税者におきまして、一々これを扶養親族から、扶養

控除金額から自分の得た所得を引く、さらにまた、昭和二十五年のシャウプ勧告では、扶養親族の所得を世帯主の所得の上に合算いたしましたして課税いたしましたりましたが、こんなことをやること自体も技術的に複雑でございますし、やはりある程度の金額は差ついたほうがいい、こんなような感じがいたします。しかしながら、こういうた世帯も全世帯のうちではごく一部であるとともに、さらにまた、その所得は多分に資産所得的な分割可能な型の所得が多いので、ここにも問題がございます。平林委員のおっしゃる所得は、主婦が額に汗した所得であるから、こういうものは別の観点から考えたらどうか、こういうような御主張でございますが、これは私は一つの考え方であらうと思います。私も昭和三十三年から資産合算をいたしておりますのは、やはり資産所得のほうは扶養親族に分割可能という点に着目いたしました、世帯全体の担税力を見出そうとしたもので

ございしますが、これあたりとの関係も十分考えて検討してまいりたい。また、あまりまじめに申告をした人だけが損をするということも、税制としておかしいことにもなるかと思ひますので、これは、先ほど申し上げておきますように、現在の五万円という制度が、例の給与所得者の雇用主以外のところから得た所得の五万円、さらにまた、資産合算の限度の五万円、資産所得である配当の資料提出限度の五万円、種々の関係も持つておりますので、これらとあわせて研究していきたい、かように考えております。しかし、何と申しましたも、夫婦間の課税等につきましては、もういずれにいたしましても合算すべきではないか、しかしながら、その合算は、単に累進税率を適用するのでなく、二分して課税するほうがより公平な方法ではないかという意見もあり、なかなかむずかしいところでございしますので、これはひとつ税制調査会あたりで根本的に検討してもらいたい、かように考えております。

○平林委員 私は、東京都では全世帯の二〇%、実態は四〇%をこえると思ひますが、四十万の主婦を代表して、これは東京都だけでなく、神奈川県でも、それから大阪でも京都でも、全国諸都市のサラリーマンの主婦、日本全国の主婦を代表して声を大きくして、この問題はぜひひとつ早急に検討して改定すべきものである、できればもう四十四年度からやるべきだ、こういうふうには、大臣がいれば詰めるわけですが、これはまたあとでやりたいたいと思ひます。

それで、このことを私は考えるのですよ。たとえば、どっかにせねばいかぬと思うのですね。あいまいな形というのはいかぬと思ひますよ。そうすれば、昭和三十三年当時から、五万円以上の所得があれば税法上申告せねばならぬというふうなことは、四十一年度においては実態としてどうなのかという点、それだけじゃないですよ。五万円以上の所得があれば、正確にいえば配偶者控除を受けられないのですよ。だから、主婦は内職しながらびくびくしている心情ですよ。もし税務署が、

まあこんなことをおやりにならぬと思ひますけれども、意地の悪いのがいたら主婦をいじめることができるのですよ。五万円以上あったら申告せねばならぬですよ。申告すれば配偶者控除は受けられないのですよ。配偶者控除を受けられないだけじゃないですよ。各官庁においては、家庭の主婦に五万円以上の所得があれば、今度は扶養手当なんというのを支給しないところもあるのですよ。そうすれば、会社の給与課長さんや何かは、おまえのこの奥さんは内職をやつて所得があるんだから、今度扶養手当を出さぬよなんて言つて、場所によつては現在扶養手当を月に二千円ぐらい出しているところがあるのですが、そうすると、年間二万四千円ももらえなくなつてしまふのですよ。配偶者控除を受けられないだけではないで、各会社の特殊事情によつては、扶養手当を出しているところでも出してもらえないということになる。しかし、お目こぼしで、まあ、君のところは何とかするよということになつていなければならない、追及されると、何とも言えないわけですね。そこで、はなはだ問題がございしますから、これについては、ぜひひとつ是正をしていかなければならぬ客観情勢にきていのだ、こういうことを私は申し上げたいのです。たとえば、国家公務員の場合もそうですね。国家公務員の場合でも扶養家族手当という制度がございします。これがもしかりに所得が八万円あれば、扶養家族手当は、厳格にいえば支給されなくなつてしまふ。内職であろうと何であらうと、八万円あればだめなんですよ。しかし、実態はどうですか。わからないというのを理由で——わかればだめですよ。そうすると、私の現在の把握では、内職をしていても、大休月に六、七千円、八千円、これは三十九年度の調査で、四十年、四十一年になればもっと家内労働についての議論がやかましくなつていまして上がる。八万円というものは、そういう意味だと、もうおそれなく内職をしている半數くらいの人には官庁から扶養手当をもらつちやいけぬということになる。でも

現実にはそんなことはないですね。そうすると、どっちか違つていわけですね。どっちかを直さないと、きびしいええ間違ひが続いておるといふことになるわけですね。そこで、国家公務員の給与法のほうも改正せねばならぬ、こう思ふのですけれども、御所見はいかがですか。

○塩崎政府委員 税の問題から波及いたしましたので、私の知り得る点についてお答えを申し上げます。私も、過去におきまして、税法上の種々の制度が他の制度にはね返りまして迷惑をこうむるといふ事例の一つといたしまして、いまのお話があったことがありと記憶しております。しかし、現在では税法上の扶養控除の制限が他の法律に影響しているものはないように私は伺つております。

現在給与法における扶養手当支給の際の所得限度額は、昭和四十一年には十萬一千円、こういうふうな額に何つております。なお、御参考までに申し上げますと、昭和三十三年から五万円という限度は変わつておりませんが、これは所得が五万円という意味でございします。これを給与所得控除等の適用をいたしますと、六万二千五百円に三十三年にはなつておつたのでございしますが、その後、先ほど来申し上げておりますように、給与所得の定額控除その他が上がりまして、現在では、給与でございしますと、五万円というのが十萬二千五百円になる、給与の収入では十萬二千五百円までは五万円以下になる、こういう計算になるのでございします。しかしながら、世帯単位としての課税——主婦に所得のある方、ない方、これをどういふふうにか考へるか、なかなかむずかしい問題でございまして、先ほど来申し上げております基礎控除のあり方、あるいは扶養控除のあり方、ことに配偶者にございましては、所得をあげていない主婦について、夫の所得はその半分は主婦が得ているのだという考え方もございまして、ともかき、あるいはともかきでない主婦の所得貢献度をどういふふうに見、どういふふうに課税するかは、これはほぼ私どもも慎重に検討してまいらなければ

ば、税制上変な制度ができはしないか、かように考へております。

○平林委員 国家公務員の給与法をちよつとあとで調べてください。扶養家族手当を支給するといふ一つの限度は八万円、こういうふうには私は聞いたのでございまして、そういう意味では、この国家公務員給与法の点についても検討しなければならぬ。それだけではない。健康保険を受ける場合、健康保険の扶養家族の資格を得るためにも、これは会社によつても果によつても違つていふけれども、厳格にいへば、ここにも影響してくるんですね。ただ、いまのところは厳格にやらないだけのこと、で、厳格にやれば、健康保険の扶養親族の資格も剝脱されるわけですね。そういうふうなこの問題は影響が大きいものであるから、私はひとつはつきりした返事をいただきたいのですよ。そこで、これは大臣がおいでになつたときにこの問題について、もう一度よくわかるように説明しますから、そのときまでに大臣に少し知恵をつけておいて、明確な方向を——せつかく全国の主婦を代表して平林が質問しているんですから、明確な方向をひとつ出していただきたい。今後検討すること、ひとつ明確な方向を出していただきたい。これはあしたでも大臣がおいでになつたときによくお話をいただいて、答弁をしてもらいたいと思ふのですけれども、どうですか。

○塩崎政府委員 御趣旨の点は大臣によく説明いたしまして、答弁をしていただくようお願いしたいと思ひます。ただ、解決の方向はなかなかむずかしい点があり、さらにまた、平林委員のおっしゃつていふように、少額のものについてだけの話であるか、主婦に所得のあるものについてどうしたらいいか、こゝまで発展する問題でございします。一がいよいよいまの時点においてどういふうにするかという点は申し上げられないかもしれせんことをあらかじめ御了承をいただきたいと思ひます。

なお、健康保険あるいは給与法その他に税法上

止という気持ちでございます。乱用防止の一つの基準を、二カ月継続して給与の支給を受けているかどうか、こういう点に求めたのでございます。これは種々の考え方が出てくるかと思ひます。實際どんな方々がこれによって実情にそぐわない課税を受けておるか、これは少しく慎重に検討してまいりたい、かようは思つております。

○平林委員　にっこり笑つて税金を取るといふのが国税庁なら、あなたは穩やかに理屈で税金を取するような仕組みに切りかえたのですよ。政令で増

税をはかることではないと言うけれども、結果的にはその部分については税金がたくさん取られるようになった。これを増税と言わなくて、何を増税と言うのですか。結局、いままでは千八百円までは課

税の対象にならなかった日雇い労働者が、二カ月というのは、実態によっていろいろ違うかもしれないけれども、結果には甲欄適用になるから五百八十円から税金を取られるのです。だから、あなたは政令で増税をはかった気持ちはないと言うけれども、結果的には税金がふえているわけです。

税金がたくさん取られる。こういうのを増税と言うのです。増税とは税がふえるということでしょう。これを増税と言うのです。結果的には増税になつてゐるじゃありませんか。それで、大体こういうような政令でもって税額が上がつたものは——低くなるのはまだ善政のほうになりますけれど

も、上がるようなものは、少なくとも国会の承認を得てもらいたい。私ら、去年は激しくその点を追及したのですよ。これをほかの人は聞いていたかどうか、こういうようなことをいつ私らに説明したか。私はいつ説明してもらったか、この政令の内容を聞いてないのだが、何月何日だったか、

ひとつ説明してください。

塩崎政府委員　政令につきましては、御案内のように、政令を出すつど御了解を得ておるのでございます。私もこの点につきまして調べてみましたところ、政令案要綱といたしまして閣議にも出たところ、おそらく昨年の当委員会におきまして御説明

かあったのではないか、しかし、ただ数が多いた

めにその点が十分意識されなかつた点があるうか
と思うのでございます。

なお、いまの平林委員の巧みな御質問で、皆
さん方にはどういふ御印象を受けられたか
わかりませんが、独身者につきまして千八百円ま
で所得税を課税しないというのは、源泉徴収制度
の丙欄の趣旨でもない、先ほど申し上げましたよ
うに、日雇い労働者は、配偶者及び子二人とい
う具体的な数字を前提として組み立てられ、さら
にまた、平均稼働日数は二十日という数字で組み
立てられておりますので、若干の違いがあつて
も、がまんすべき点はございまいしょうけれど
も、明白にそれが独身者であり、また、給与が一つ
の雇用主から継続して支払われておるような方が千
八百円まではかからないという適用を受けられま
すと、これは法のねらいなり所得税法の趣旨から
見ておかしいし、やはりこれは一つの乱用が防が
れたといふうにせむひとつ御解釈を願いまし
て、政令で増税したといふうなことは、ひとつ
できる限り避けていただければしあわせだと思
う次第でございます。

○堀委員 ちょっと関連して。いまの言い方は、
裏返していくと、こういうことになりませんか。
これまで乱用というけれども、これはやはり税務
署として、源泉徴収をするときに、何でもよろし
い、丙欄でよろしいということであつたのか。こ
れは税務行政上の問題があるのではないのか。要
するに、これまではルーズにその点は認めてお
つた、それを今度は、本来ならそれは税務行政上
うであつても、おそらく全部が千八百円でいい
ということになつていないのじゃないか。私、いま
の問題ちょっと調べてないけれども、それを税務
行政上適正にしていくと、多少逸脱しておつた
ものがあるというのを、政令によって処置をした
ために、結果として増税になつたというのなら、
それは私は、手落ちは税務行政の側にあるんじや
ないかと思うのだけれども、その点、税務行政上
その取り方はどうなつておるんですか。

○泉政府委員 お答えいたします。

従来は、日額表丙欄の適用を受けるいわゆる日
雇い労働者の定義につきまして、日々雇入れら
れる人というだけの簡単な定義しかございませ
んでしたので、そのために、実際問題として日雇
い労働者に丙欄を適用するといふのは、そういう人
は扶養控除の申請など一々出すことができない
また、日々雇われ先が異なつてきて、同じ雇われ
先で継続して雇われることが少ない、こういう
実態を考慮して丙欄を適用しておつたのであり
ますが、先ほど主税局長からお答え申し上げま
したように、場合によつて二カ月をこえて同一の雇
われ先から給与の支給を受けるという場合が見受
けられますので、これは本来丙欄を適用する趣旨
ではないといふうに考えられます。そのところ
を政令で丙欄の適用を受ける日雇い労働者の範
囲といふのを明確にしたといふことでございま
す。

○堀委員 そうすると、結局、そのことはこれま
ではルーズであつた、そういうことですね。税務
行政上、あなた方が取るべきものを取つていな
かつた、責任はそういう税務行政の側にあるのだ
、そういうことですね。税務署は税務行政に間違い
があつた。

○泉政府委員 おことばでございしますが、税務行
政に間違いがあつたといふことでなしに、規定が
明確でなかつたために、これを執行する際に、そ
ういふのは本来趣旨ではないといつて断わり切る
ことができなかった事情にあつたわけでございま
す。そこで今度は、日雇い労働者の受ける給与と
いうものについて、明確な定義を設けて、そうい
う点について誤解あるいは乱用が起らないよう
にする、こういう措置をとつたわけでございま
す。

○平林委員 少し実態を明らかにしてもらいたい
と思つたのです。というのは、われわれいま所得税
法あるいは法人税法の審議をやつておるわけで
すけれども、大臣の出席が悪いものだから審議が
進まないで、場合によつたら、委員長や与党が御希

望のとおり三月三十一日に税法が国会を通過する
どうか、きわめて危ぶまれているわけですね。与
党のほうからも、そんなことしたら日雇い労働者
が困るから、ぜひひとつ上げてくれ、こういう
うに言つておるのです。その日雇い労働者は、昨
年の税法改正の際に、政令でもつて、私に言わ
れば増税をはかつたわけですね。こういう因果関
係がございまして、この機会に、一体日雇い勞
務者といふのは、実態はどういふうになつてい
るか、ひとつ実情を聞かしてもらいたいと思いま
す。

○堀崎政府委員 日雇い労働者の定義は、先ほど
申し上げたところでございます。現在、私
どもはそういった去年の改正に基づいて執行いた
しておりますが、その実態につきましては、各方
面からこの規定の適用につきまして種々の問い合わせが
ございまして、しかしながら、できる限り便
宜な方法で扱つてゐるのが実態でございます。し
かし、なお、昭和三十九年分の課税実績で、丙欄
で徴収してありますところの税額は約十億円で
ございまして。

○平林委員 この人員はわかりませんか。延べで
もつてこうですけれども……

○堀崎政府委員 私どもも知りたいところでござ
いしますが、現在のところ、人員は統計をとつてお
りませんので不明でございます。

○平林委員 私は、いづれにしても、この丙欄適
用といふのを設けたのは、これは雇用形態が日雇
いといふこともあるけれども、これは雇用形態が日雇
いといふものもあるけれども、生活、生活
においても不安定であるといふことから考へて、
ある程度この丙欄適用といふことを考慮された
といふものと記憶するわけですね。そういう趣旨か
らいいますと、しゃくし定木に二カ月というよう
なことに限定をすることについて適當であるかど
うかという点があるのです。

それから、先ほど来私質疑を展開してまいりま
したように、最近の雇用の形態といふのは各種各
様です。パートタイムあり、アルバイトあり、

スペシャル・ワーカーあり、いろいろな形であり
ますし、家庭の主婦の職場に対する出勤は、最近
の生計費の暴騰、物価の上昇に並んで、必然的に
増加の傾向をたどるだろう、いろいろな形態があ
らわれてくると私思うのです。この場合に、一律
にただ二カ月、こういうことに限定しておやりに
なることは、徴税上、少額不追及という趣旨から
も、あるいは最近の事情から見ても適當でないの
じゃないか、こう考えられますので、その点を追
及をしなければならぬと考えております。

それから、先ほど来お答えがございせんけれど
も、何月何日にわれわれに政令でこういう結果に
なりますよといふことを説明してくださつたの
か。こういうことは国会でやつたことと反する
じゃないですか。私も政治家の一人として、私
の知らない間にこんなふうになつたんだんとい
うことを言うのは、ちよつと恥ずかしい話なん
です。国会では、少なくとも今度の減税は各方面に
行き渡るんですね、こういう質問に対し、はいさ
ようでございます、こう言つておるから、総括的
に短時日の審議でもこれを上げたのです。しか
し、今後もこんなようなことが行なわれまして、
これはもう毎日毎日一カ月ぐらゐ審議して、あら
ゆるところを検討してからでない、うっかり通
せない、こういうことにもなるわけですよ。あと
のはうの責任追及についてはこちらも答えてない
のだ。そういうことのかね合ひから見ても、これは
何とか考へてもらわなければならぬ点だと思つて
います。

○堀崎政府委員 最初の点でございしますが、確
かに二カ月という問題、これは私もいままでの
ところではこれが最善の案だと思つておるけれど
も、御指摘のこともありますので、さらにまた、この
適用につきましては種々の要望も出ておりますの
で、実情に合うにはどうしたらいいか、ひとつ研
究してまいりたい、かように思つております。しか
し、ただ、平林先生のおっしゃつた日雇い労働者の弱
い面、さらにまた所得の低い面、さらにまた扶養

○平林委員 国税庁長官をやっている方がおるわけで、一番胸にびんときていろいろと思うのです。私は聞いていませんよ。私は、そういう意味では政治的には相当責任を追及しなければいけないけれども、国税庁長官になってしまったし、いまの主税局長はちょっと新しいというので、こういう点はどうもうまい組み合わせになったと思うのだけれども、それは別だ。別だけれども、私はこれを機械的に各税務署が適用いたしますと混乱が起きると思う。それから、こういう政令を出した趣旨は、悪い人を排除するためだ、こうおっしゃったのだけれども、そのためにいい人までも巻き添えを食うという結果になっているわけです。ですから、全般的な条件を考えて、そうして本来の趣旨、つまり、低所得階層であるし、生活におい

○福田(赳)國務大臣 私もそう思います。

○堀委員 そこで、これは、私昨年春の予算委

体になつて所得税補完であるというような体系になれば、また話は別でありますけれども、何と申

というのはそれと並行してバランスをとっているように思わないのです。私はこれが貯蓄になくて

て、貯蓄はもういいのですなという時期があったためにはないのですから、いまだに重要なものではなきて、日本の状態というものは、今後五年先も十年先も貯蓄は重要だと私は思います。だから、常に貯蓄は重要だ。貯蓄は重要だといふことだけがこういふような税制のアンバランスをもたらしておるといふことでは、われわれは納得がでないわけですから、そこははっきりと、それではどういふ時期になったらどうするかというめどすらこれまで発言がないわけでありまして、今回はひとつそういう点を含めて、どういふことであれはこういふことはやめられるのか、そこらのところにはっきりしためどが立たない限り、これはいつまでたってもますます悪いほうにだけ拡大をしていく、私はこう考えざるを得ませんので、特に私は福田さんを信頼して、ひとつあなたの英断をもって、日本の税制を——少なくとも、近代税制として諸外国と並べてみても遜色のない税制を日本の中に打ち立てるために勇気を持ってやってみてほしい、こう私は思いますけれども、重ねてその点をもう一べんお伺いをいたしておきたい。

○福田起、国務大臣 税制の合理化、また近代化ですね、これはほんとうに努力してみたいと思います。しかし、同時に、日本の経済自体を進展させるというための基本とまで私は思うのですが、貯蓄政策ですね。この点も考えなければならぬ。そういうようなことを両々見合わせながら、慎重に、しかも真剣に検討してみます。

○堀委員 いまの問題は一応そこまでいたしまして、あと時間がありませんので、二、三ちょっとお伺いをしておきたいと思ひます。

実は、最近の日本の税制というのは、かなり減税を毎年繰り返してやっていますけれども、国民所得の平均値から見ますと、現在の標準世帯の課税最低限というのは、戦前から見ても著しく低いわけでありまして、特に戦後でも、最近はずいぶん十分な状態でない。数を申し上げますと、戦前は昭和九年——十一年で一九一％、約二

倍くらいあったわけですね。平均国民所得よりも倍ほどの高さに課税最低限があったわけですね。それが昭和十五年くらいに戦争に入る直前でも七六・八％くらいあったのです。現在四十年では大体四七・一％くらいに下がってきている。これはやはりさきからいろいろ議論があったわけでありまして、どうしてもやはり課税最低限はもう少し上げなければ、これは諸外国とのいろいろな比較その他を見ても、日本の場合は課税最低限が非常に高いと思うのです。課税最低限が高いし、もう一つの問題は、基礎控除と扶養家族の控除の状態が日本の場合また非常に少ないわけですね。日本は、基礎控除を一〇〇％としてみますと、妻の場合は、いまは配偶者控除といふものが新たに設けられてきましたから、これは九二・三％くらいですけれども、二人目になると、その基礎控除一〇〇％に対して四六・二％、三人目が三八・五％、こうなっています。アメリカの場合は、全部が一〇〇％で同じになっていますし、イギリスの場合は、一人目は六〇％、これはちょっと低いのですが、二人目は八二・五％、三人目七七・〇％、四人目五七・五％、こういうふうな諸外国の例を見て、西独の例というのは非常に私はおもしろいと思う。西独は、基礎控除一〇〇％に対して、一人目が一〇〇％で、二人目が七一・四％に下がるのですが、三人目は一〇〇％になり、四人目は一〇七・一％と上がっていくのです。私は、やはり日本の家族構成を見ましても、この配偶者控除の問題はいいとして、その次からががたんと下がって、その次がまだ下がるというのでなくて、子供が一人のとき、二人のとき、三人のときとなると家庭の負担はだんだんふえるわけですから、そうすると、扶養控除といふのは、一人目よりは二人目、二人目よりは三人目と扶養控除をふやしてやっても、日本の家族構成の中では非常に負担がいろいろかかる。義務教育は無償といながらも、実は負担をさせられておる。こういうような状態を見ますと、こういう控除のあり方というものを少しこらで根本的に再検討してみたらどうか。同時に、私さき

きからちょっと主税局長と議論をしていますけれども、大体こういう基礎控除、家族的な控除といふものは、やはり生計費見合いだと思ひのです。だから、たとえば、年収が三百万円も五百万円にもなりますと、その三百万円全部生活に使わなくても生活ができるわけですね。私はこういう考えなんですけれども、金などというものは必要においては限界がある。われわれは一本に一枚しか衣服を着られない。一本に十枚衣服を着るわけにいかぬのですから、十枚持つこと一枚持つことは、結果としてみれば、余分なものであるというだけであって、必要なのは一枚あればいいのです。その一枚をいつどの期間に着るかという期間の問題は別としてありまして、一枚あればいい。住むところも、自分が占拠できるところというのは、大体六十センチ平方くらいのところ以上には、立つたりすわたりたりしているときは寄られないで、横になつて寝たところで置一畳くらいです。それを五十坪、百坪の家に住まなければならぬことはいないわけですね。こういうふうな考えをくると、いま課税最低限としての標準世帯といふのがありますが、これは課税最低限のほかに、要するに、われわれが現在の時点でのこの物価の中でノーマルな生活をするとするならば、一体幾らなのかという一つの標準があつてしかるべきじゃないか。そういう標準を越えていくと、ある程度のところはいいとしても、うんと越えたところまでがその標準にかかわりのあるような控除のあり方、基礎控除にしても、そうです、配偶者控除にしてもその他控除にしても、それがいつまでも同じ形で一千万円の所得者にもいく、千五百万円でもいくというのはいまのような段階で減税をするときにはどうも検討を要するところじゃないか。やはり下のほうがいま非常に幅広く課税されておるものをできるだけ縮めながら、しかし負担能力のある者はもう少し負担してもいいのではないか。いまのそういう問題の上に、利子配当の分離課税といふのは不公平を上積みしているわけですから、そういう意味で、もし、いまの利子配当分離課税のようなものが

が続くとするならば、現在これに対して——本年度でどうでしょうね。幾らの減収になりますか。この前でしたし三百五十億円くらいの減収だったと思うが、四十一年度で利子配当の分離課税の減収、ちょっと言つてください。

○堀委員 答え申し上げます。

貯蓄の奨励の方法として各種の方法がございまして。そのうちで、利子と配当によつて幾らの減収が生じているかという御質問でございまして、これにもまた種々の方法がございまして、まず利子でございまして、利子所得の分離課税及び税率の軽減、これで四十一年度は二百七十億円と見積られております。それからもう一つ、元本百万円までの預金あるいは貯蓄の利子につきまして、非課税という少額貯蓄の制度がございまして、これが四百億円、これもやはりすべての所得を課税するという意味におきましては特例でございまして、特別措置に入れてございまして、その次は配当所得に対しまして、この減収でございまして、第一は配当所得につきまして本来二〇％という源泉徴収税率が本則でございまして、これは現在一〇％になつております。これが百七十億円に見積もられております。その次は、昨行なわれましたところの源泉徴収及び確定申告不要という制度によりまして、この減収でございまして、これが百六十億円でございます。

○堀委員 私はいま述べられました四つの中で少額貯蓄免税の問題は、百万円というのはいささかと高過ぎるのですけれども、しかし、低額の人でも貯蓄をしておりますから、これについては一応全体としてメリットがある、こう思ひますけれども、いまの利子の分離課税と配当の分離課税、税率の変更等によりまして、四十一年度は六百億円の減収になつておるわけですね。この六百億円の減収といふのは、私はよく申し上げておきますけれども、これの百万円以上、世帯的に貯蓄のある所得層層といふのは年収二百万円以上なんです。これまでの資料で私が検討したところでは、二百万円以上が百万円の貯蓄を持てる、こうなつておるわけ

す。これは総理府統計その他ではつきり出ておるわけですが、そういたしますと、二百万円以上の所得の人たちに対して、ことし六百億円の減税をしておるわけですが、そうして、さらにことしは相続税も、実は一千万円くらいの相続が行なわれる世帯というのは、やはりこれは二百万円くらいの所得のところになるわけですが、そうすると、これがことしは百五十億円減税になる。税率の変更が今度は二百万円、三百万円のところになるわけですが、税率の変更による減収は幾らでしたか、ちょっと……

○塩崎政府委員 所得税の税率の緩和によりますところの減収は、平年度五百三十三億円でござい

ます。
○堀委員 税率緩和は全部が二百万円、三百万円にいておるわけではありませぬけれども、まあその三分の二くらいは高額のほうに影響が多いだろうと思ひます。かれこれ合わせまして、この層は一千億円からの減税を本年度は享受しておることになる。さきからわれわれいろいろ課税最低限の議論をしましたけれども、それだけのものをその高いほうへ上積みしておるならば、私どもは、やはり課税最低限をもっと引き上げて、そうしていろいろな控除を、たとえば五百万円くらいからスタートをして一千万円くらいで消えてしまふというふうな消去控除方式というふうなものを採用して、税収を確保しながら減税を行なう、こういうことによつて、私は、所得の少ない人たちにさらに公平の原則の恩恵を得さしめるべきではないか、こう思ひますけれども、大臣を参議院が呼んでおるそうですからこれで終わりますが、これについての、公平の原則を旨として考えた場合における、具体的ないまの減税の額から見て、来年度の税制にはどういう態度で臨まれるのか、その点をひとつはつきりしていただきたい。
○福田(越)国務大臣 第一点は、課税最低限は私ではできる限り上げていきたい、こういうふうに考へるわけですが、それから、その上げ方、これはやはり控除をどういうふうにするか、これは堀さん

からも一つの御提案がありますが、皆さんの御意見を伺ひして、衆知を集めて、そうしてこれが一番控除のやり方としていいのだらう、こういうふうな御持ていいただきたい、かように考へます。

なお、利子課税、配当課税の問題、これは先ほども申し上げましたが、慎重にかつ真剣に検討することになったと存じます。
○三池委員長 午後二時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時五十分休憩

午後二時三十分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀委員。

○堀委員 先ほどは時間が制約をされておりましたから少しはしよつて議論をいたしましたけれども、もう一つ先ほどの利子分離課税の問題について申し添えておかなければなりませんのは、貯蓄の問題は、現在は物価との関係も非常に重要な段階に来ておると思ひます。御承知のように、最近の物価の上昇は、本年は大体七・五、六%になるのではないかとと思ひますが、四十一年度も政府は五・五%といつておられますけれども、最近の各種の公共料金の上げがはね返りますから、私は、どうしてもこれも七%台に立ち至らざるを得ないような情勢になるのではないかとと思ひます。

この前、予算委員会の分科会で、藤山企画庁長官とこの問題に就いて、七%台が二年も続くといいことは非常にたいへんなことだ、どうも政府は少し物価問題に慢性化しておるような感じがするけれども、もう少し真剣に考へてもらいたいという議論をいたしました。藤山さんも同様の意を表しておられたのでございします。私は、皆さんのほうで貯蓄の問題がそれほど重要ならば、税の問題よりもさらに大きな影響力を、物価の問題というのを持っておると思ふのでありまして、この点の問題を軽視をして貯蓄の問題は始まらない。貯

蓄と物価はストレーメントに結びつくとは私も言ひませぬけれども、しかし、何はさておき、貯蓄したもののよりも物価のほうの上がるといふことでは、特に長期の生命保険のようなものをとつてみますと、非常に大きな影響を受けざるを得ない、こういうことにもなつてまいりますので、そういう面におきまして、今後物価の上昇というふうなものがあるれば、これは貯蓄を非常に阻害をする。この面から考へる必要もあるのではないかと。だから、貯蓄というものは税だけで維持できるものではないかと私は考へておりますが、その点についての大臣の御見解を承りたい。

○福田(越)国務大臣 もちろんそのとおりでありまして、基本は私は物価の安定というところにあると思ひます。税はその補完的な役割をする、そういう認識の上に立つております。

○堀委員 そこで次に入りますけれども、現在の――皆さんのほうでは何年度があるかわかりませんが、給与所得、農業所得、それから農業を除く事業所得について、その所得者に対する納税者の割合というのをちょっと先にお答えをいただきましたと思ひます。

○塩崎政府委員 お答え申し上げます。

三十九年の実績でございます。給与所得者の所得者数は二千六百六十九万人でございまして、納税者数は千七百八十八万人であります。割合は六四・四%でございます。農業所得者は、所得者の数が三百四十六万三千人でございまして、納税者数は二十五万人、割合は七・二%でございます。農業以外の事業所得者の数でございますが、所得者数は五百二十三万人であります。割合は二四・九%となつております。その次は、その他所得者と私どもは申しておりますが、給与所得者で、かつその給与が二以上のところから支払われる者、あるいは不動産所得を持つてゐる者、あるいは配当所得を持つてゐる者、さらにまた、臨時的な所得でございますが、譲渡所得をあげた者、こういう方々でございますが、その他の所得者の

数は、もうそのものが納税者でございまして、二百二十九万三千人となつておりました。全体の納税者の合計は、三十九年におきまして二千二万九千人、かようになつております。

○堀委員 そこで、いま大臣お聞きのように、いまの割合から見ますと、農業は七・二%、事業所得でも二四・九%に対して、給与所得者の場合は六四・四%というのですから、非常に高率の者が納税をしておる、こういう現状になっておるわけですね。この中に、私ちょっとこれを調べておりまして感じましたのは、農業なり事業所得は世帯単位になっておると思ふのです。単独でやっておるというものは例外でしょう。しかし、給与所得者の場合には単独で勤務しておる者、要するに、世帯はおやじさんが勤めていて、給与があつて課税されておる、こういうものがあると思ひますから、これを機械的に比較するのは、ちょっと単位としてはどうかと思ふのです。国税庁、どうですか。いまの問題について給与所得者を世帯で調べてみたという数字はありませんか。過去の例でもけっこうです。

○塩崎政府委員 私ども、全体的に給与所得者の階層が、扶養人員別あるいは所得金額別などの程度になつてゐるか、一応計算したものがございします。御存じのように、先ほど午前中私が申し上げましたように、給与所得者の納税人員は、三十二年から四十一年までに約九百万増加いたしております。そのうちの六百万人足らずは独身者でございまして、先ほど堀委員の御指摘のありましたように、最近の世帯の分割、さらにまた、私の申しました初任給が非常に上がりました。それに対して、課税最低限が扶養親族のある者に置かれておりました結果、納税人員が増加しました。さらにまた、農業あるいは営業の方々の専従者が給与所得者に転換していった。さらにまた、この間におきまして営業者が法人成りいたしましたので給与所得者に転換した。こういった四つばかりの原因によりまして、給与所得者の数がふえ、さらにまた、

い言った税制上の理由も入りまして、給与所得者のうち独身者の課税人員がふえてまいった、こ

○堀委員 そういふことですから、比率として計算して、いままで答えられますか。六四・四％の中で、独身者はそれじゃ何％になるのか。それを除いたほうが実はこの比較はいいと思うのです

○堀委員 全体二千五百万のうちでは独身者の世帯が約四割七分ぐらいでございまして、給与所得者のうちでは五割二分が独身世帯でござい

○堀委員 そうしますと、五割として考えれば、世帯数としては三割ぐらゐになりますから、事業所得と比較をして、まああまり格差がない、こ

○堀委員 大蔵省の調査研究員に御出席をいただいておりますから、その面から議論をいたしたいと考えておりますけれども、まず皆さんの

○堀委員 二、三、四人のところは比較的基準生計費と課税最低限の間に差がある。これの

○堀委員 二、三、四人のところは比較的基準生計費と課税最低限の間に差がある。これの

○堀委員 二、三、四人のところは比較的基準生計費と課税最低限の間に差がある。これの

○堀委員 二、三、四人のところは比較的基準生計費と課税最低限の間に差がある。これの

なっておりますか。○堀委員 昨年例のマーケットバスケット方式による食料費を基準にして推計した生計費と

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。○堀委員 千二百五十円となっております。

るとしても、一人でも一世帯一つはとらなければならぬ。新聞は読めるのか読めないのか、ラ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

○堀委員 新聞は読めるのか読めないのか、ラジオは一体聞けるのか聞けないのか、こ

ているのではございません。提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

○堀委員 提出いたしました資料の二枚目には、世帯の年齢別構成

できない。

○堀崎政府委員 お答え申し上げます。

確かにむずかしい点でございますが、おっしゃる通りに簡単に推計できないことはもう御存じのとおりでございます。先ほど読みましたように「これらの夫婦の年齢に比準して一人世帯の年齢を想定した」ということでございます。資料を見ていただきますと、夫は二十八歳、妻は二十四歳というところを抜き出して、これから一人世帯を推定いたしますれば二十歳から二十七歳であろう、そこで例の成年男子一日二千五百カロリーというところを求めて計算いたしましたのがこの金額でございます。もちろん、おっしゃる通りに、おかしいではないか、いろんな考え方が出てまいりまして、私、完全とも思えませんが、まずまずこういったことが常識的とも考えられましたのでこういった推計を用いたのでございます。

○堀委員 いまの推計で、なるほど食費の推計だけはできるでしょう。これは食費が、二人世帯なら二万三千五百円、四人世帯なら四万七千五百円、二人世帯のほうが一入当たり単価は実は安くなるのです。ですからこんな差ではないと思うが、そこは多少大目に見て、六万七千二百二十八円というのが食費である。この六万七千二百二十八円の食費、それが二十万四千三百円の消費支出にどうやって結びつくのですか。

○堀崎政府委員 先ほど来申し上げておりますように、食料費が出てまいりますと、エンゲル係数を求めまして、それを逆算いたしましたのがこれでございます。

そこで、エンゲル係数をどう求めたか、こういう御質問が次にしようかと思っておりますので、少し先回りましてお答え申し上げますが、これもまた一人世帯のエンゲル係数というのではないわけでございますので、やはり世帯持ちのエンゲル係数から推算した、こういうことになるのでござい

○堀委員 世帯持ちの生活様式と単身世帯の生活様式を同じとみなせば、それはあるいは成り立つ

かもしれない。しかし、私が最初に申し上げたように、いま東京の単身者が民営のアパートへ入ろうとすれば、二人でも六畳へはいれるのです。しかし、一人なら三畳にしてくれというわけにいかぬのです。一人でもやはり六畳の部屋に入らなければ部屋がないわけだ。いいですか、主税局長。一人でも八千円の家賃、二人でも八千円の家賃、よろしいですね。電灯は、つけておればつけておる時間に関係があるので、一人と二人で関係がないのだ。いいですか。そこをあなたの方のほうはどうやって現実的に推計できますか。一人世帯のエンゲル係数などというものはない。現在の日本の統計資料の中にはどこにもない。一人世帯のそういう家計の分析というものは実はないので、ないのなら、やはり皆さん方はその調査をしてみるべきだと私は思うのだ。主税局長というのは比較的合理的な推計をするところだと私は思っていたけれども、あとで触れますけれども、どうもこんないいかげんなものがたくさん出てくるわけだ。

この推計などは明らかにひど過ぎる。この一人世帯問題は、どう思いますか。いまあなたの差し引いた中からいまの家賃や何か引いてみてくださるのです。一カ月にして一万一千円ぐらいです。食料費を引いたら残りは十三万三千円になるのです。一カ月にして一万一千円、これは光熱費、電灯代、ガス代、水道代、衛生費、大体二千円ぐらいかかる。これだけ全部差引いてしまふと一万円、残りが三万九千円になるわけですね。これで、さっき言ったように、ふろへ毎日行った千円、散髪代、新聞代、ラジオ、ずっと引いていくと、一文も残らない。生活費以外は何も残らない。そういう点はどうか。

○堀崎政府委員 確かに統計的に申し上げますと問題はあろうかと思ひます。私も、エンゲル係数を家計調査の結果から確かに二人世帯までは一応推定がつき、さらにまた、私も、課税最低限でございまして、実際にでき上がったエンゲル係数を採用するということがなくて、食料費の支出金額を標準的に求めますと、これと同じ

ような食料費を出しておる世帯についてのエンゲル係数を求めまして、それから各世帯についてのエンゲル係数を推算しておるわけでございますが、確かに、おっしゃる固定の費用部分、支出部分、これをどういうふうに見るかなかなかむずかしい。私もおっしゃる点も非常によくわかりますので、独身世帯につきましては、私も大蔵省が調べるのはいいか、統計局が調べるのはいいか。私も調査いたしますと、税のために調査したというふうに言われるおそれがありますので、むしろ統計局あたりにでもお願いしたいのかと思ひます。しかし、人口五万以上の都市に居住する者のエンゲル係数を見ても、やはり、五人世帯が三六というエンゲル係数なら、二人世帯は三一というような趨勢線を描いておるところを見ますと、ある程度のエンゲル係数は想像つかないこともないということも言えまじやうし、さらに、また、堀委員のおっしゃったように、確かにこの私どもの課税最低限のきめ方は、私もはこの程度でいいと思うのでございまして、個々の商品あるいは個々のサービスの価格を積み重ねて計算したものでございまして、多分に問題がございまして、少なくとも東京だけ中心というものでもなさそう感じがいたします。人口五万以上の都市の家計調査が一つのモデルとなっておりまして、そのあたりが多分に影響いたしまして、東京などでは問題が出てくるかとも思ひます。

○堀委員 いま私が言っていますのは、単身世帯で、家をそういうところでやっているのは大都会なんです。いなかのほうへ行つて民間アパートへ下宿して働いている単身労働者というのはいないのです。全部大都会へいなかから来て、住居がないから、単身でそういう世帯を持たなければならぬというのですから、東京並みで見えていいわけでは、東京、大阪、名古屋、要するに、京浜それから名古屋周辺、阪神、場合によっては北九州、これら以外にはないのでして、そこを十分頭に入れておいていただきたい。

もう一つ、これは参考にするという話で、参考でもないのですが、じゃ一体課税最低限の一人世帯二十二万二千七百八十八円というのはどうやって割り出したのですか、このほうを聞きまじやう。消費支出はいいですが、目安ですから、課税最低限の一人世帯二十二万二千七百八十八円、八円までついでるわけですから、これは一体どうやって計算ができたのか教えていただきたい。

○堀崎政府委員 これは私もが恣意的に計算したものでございませぬ。御存じのように、基礎控除十三万円を一万上げまして十四万円、さらにまた、給与所得者の特典と申しますか、特殊の控除科目でございまして、その給与所得控除につきまして、定額控除を三万円から四万円に上げ、さらにまた、給与所得控除の二割という金額を計算いたし、さらにまた、社会保険料控除を差し引きましたところで計算いたしますとこんなところになるのでございませぬ。

○堀委員 そうすると、結局、計算上いまのような控除をつくれれば出てくる、その控除をつくるべきにはどこが基準になるわけですか。要するに、何となく控除を置いたわけじゃないでしよう。何かの目安を置いてその控除を組み立てるわけでしょう。これを幾らにし、これを幾らにし、これを幾らにする、そのときの目安になるのは何ですか。何かの目安がなければ組み立てられません。

○堀崎政府委員 確かにおっしゃる通りに、一つの目安を持っております。所得税の減税を幾らにするかということが、まず最初の大きな目安でございます。さらにまた、それを税率に幾ら振り分けるか、さらにまた、その次には控除をどういうふうに分けるか、私どもの長年の頭にありますのは、例の夫婦、子三人の標準世帯の課税最低限、現在の五十六万四千円ばかりを六十一万三千円、これは初年度でございまして、これを六十三万円程度にしようという一つ一つの目安にいたしまして、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、さらにまた給与所得控除をこの程度上げることにしようというようにいたしまして、それが基本と

なりませんが、その結果、独身者につきましては、先ほども申し上げましたような引き上げ割合になり、課税最低限が出てくるのでございます。

○堀崎政府委員 その初年度六十一万円、平年度六十三万円というのを出した目安は今年度ですか。

○堀崎政府委員 だんだんとむずかしい質問になってまいりますが、やはり所得税の納税人員をどういふふうにするか、さらにまた、消費者物価の値上がりなどの程度であるか、さらにまた、所得水準の上昇などの程度であるかというものを総合勘案いたしまして、ただいま申し上げましたような数字が減税の一つの目標として出てきた、かように言えると思います。

○堀委員 いまのはちょっと私苦しいと思うのです。それはいろいろな要素を勘案すればするほど恣意的要素が入らざるを得ないのですよ。あれも勘案し、これも勘案しといったら、これをどう配分するかということになるわけですから、そうすると、ある程度の客観的目安がないと問題になる。その客観的目安が、昭和四十一年度改正の際の消費支出の五十八万六千九百八十八円がそういう客観的な一つの目安になったのではないのか、それを一つの目安にしながらその他のものをやらなければ、いまのあなたのお話は恣意的になりますよ。だから、客観的なものの土台はここに置かざるを得ないと思うのだけれども、どうですか。

○堀崎政府委員 それも一つの考え方でございますが、私もどなたもいたしましては、この課税最低限を食料費あるいはまた、それから逆算いたしましたところの消費支出金額、これは一つの参考資料として考えておりますので、大きなファクターといたしまして、これがあるからこういうふうな限度を引き上げるといふことは、過去の例におきましてもしたしておりません。むしろ所得税の収入金額、さらにまた減税にどの程度引き当てられるか、そのうちで控除にどの程度引き当てられるか、さらにまた、皆さま方の種々の要望がございまして、扶養親族の控除のほうがより基礎控除よりも上げられるべきであるという、世の中に強く

見られますところの要請、これらを加味してでき上り、さらにまた消費支出金額の値上がり、これも一つの目安として出てきた、こういうふうなことが私は課税最低限の根拠であらうと思うのでございます。

○堀委員 大臣がいらっしゃるのに、せっかくの大臣との質問ができないので、これはちょっとあとに延ばしますが、大臣、いま主税局長はいらっしゃる言っています。しかし私は、いまのああいいう主税局長の話は、計算としてこういうものが出てこないと思うのです。やはり基礎控除をどうするか、配偶者控除をどうするか、扶養者控除をどうするかというように、それぞれがなければならぬし、そのめどになるものは、やはり客観的なものでないといふように思うのです。何となくことはこのくらいにしよう。それはもちろん減税の額に問題がありましよう。しかし、私に言わせるならば、こういう減税というものは、減税ワケをきめてから課税最低限がきまるといふものではないのではありませんかと思う。やはり客観的な諸情勢の中で、これを課税最低限にしようというものがきまると、そこから減税の額をはき出して、それがどうなるかというところに一べんいって、その後にくるにしても財源が足りないからまた戻ってくるなら別としても、考え方はやはり現在の生活というものを中心としながら考えるのが筋道ではないかと思ひます。

そこで、その点で私がいま非常に課税最低限にこだわっておりますのは、まず、いまの課税最低限の中で単身世帯は非常に無理があるということ、これが単独で世帯を持っておる場合には非常に無理がある。このことがまず第一点です。それから、これはひとつ何らかの形で検討を必要とする。特に、単身世帯の場合には給与所得者に限り、また、そこで給与所得控除の中には、特にそれが単身世帯であつて、それによつて家計が維持されておるものには多少別途に何らかのものを考へてやつていいのではないか、いきなりここではかの者が全部繰り足すようなものにしてしまうと問題

があると思ひますが、一人世帯というのは、いまのこういう全体の問題の中ではやや特殊な条件になつておる。しかし、課税最低限が非常に低いために、実は非常に費用がかかるにかかわらず課税がされるというさか立ちの問題がありますので、こういう点はひとつ検討を要する問題だらうと私は思ふ一点であります。その点について、ひとつ大臣の感觸をちょっと伺つておきたい。

○福田(越)國務大臣 最低限をどこに持つていくか、率直に言ひまして、それをきめる一番の要因になりまうのは、財源が一体どうだらうということだと思ひます。これは、いろいろあとで理由をつけまう。つけまうが、まず最初にとだけだけの財源があるか、こういうことだと思ふ。大体このくらしい財源ならば最低限、つまり諸控除にどれくらい振り向ける、また、年々の懸案である税率控除をやるとすれば、どのくらい財源をさく、そうすると、おのづから最低限、つまり基礎控除にかけ得る額というものが出てくる。自由民主党では、参議院選挙のときに、六十万円以上への引き上げを行なう、こう言つておる。これはどうしてもしなければならぬ筋なんでありまうが、それを幾らかでもよけいこえたい。財源とにらみ合わせますと、初年度は六十一で、平年度は六十三だ、こういう形になつてくるわけなんです。一方これを、従来メニュー論争がありまうが、それから考へてみまうと、まあまあメニューのほうではカバーできる数字じゃないか。ただ、独身者と五人世帯、これはあのメニューからの見当では非常に余裕が足りない、そういう感觸は持つのであります。まあまあ五・五％という物価の上昇を考へても吸収できる最低限ではないか、こういうふうに考へておるわけでありまう。しかし、独身者あるいは五人世帯は他に比べますと非常に余裕が少なうてくるのだ、また堀さんがおっしゃる、今度

の積み上げからいふと非常に窮屈じゃないか、これも私わかなるような感じがするのです。そういうようなことも考えながら今後の検討問題だ、こういうふうにかえる次第でございませう。

○堀委員 何にしても、やはり課税最低限は、少なくともまともな生活はできるのだということになりまうと、私は、どうも頭に、一人世帯は自分で生計を維持してないといふものの感觸があるのじゃないかという感じがするのですが、しかし、やはりそういうものについては考慮をしないと、これでは都会では生活ができないという事実が明らかである点は、これは十分検討に値するものだと思います。

その次に、大臣がいらっしゃる間にはしよつて詰めておきたいのは、国税庁長官にお伺ひをいたしますけれども、現在事業所得者といふのは、さつきもありましたが、この事業所得者と小法人、零細法人といふますが、これの百万円以下の所得の者は一体どのくらい税として調査ができておるのか、ちょっとそれをお伺ひをしたいと思います。

○泉政府委員 国税庁といたしましては、営業の所得者につきましては事業所得七十万円を区切りといたしまして、七十万円以上の者はいわゆる高額所得者として調査を十分に行なう、七十万円以下の所得者につきましては実調割合が若干落ちるものやむを得ない、こういう態度をとっております。したがって、七十万円以上でございまして、実調割合は五割をこえるくらいになります。七十万円以下になりますと実調割合は非常に減りまして、二割を切つております。

○堀委員 いまの国税庁がきめられた七十万円以下という問題ですが、これはいつから七十万円以下になつたのでしょうか。

○泉政府委員 私の記憶に間違いなければ、三十七年からそうなつていふと思ひます。

○堀委員 三十七年当時の七十万円は、その後の物価上昇で見たら現在は幾らになつていますか。

○泉政府委員 こういった限度の問題は、物価の上昇割合で検討するよりも所得の伸び割合で見るのが正しいかと思ひます。そういう意味におきま

しては、いま七十万円というのはいささか低きに過ぎはしないかということ、確かにおっしゃる通りだと思ひます。したがって、特に所得の伸びの大きいと思われる大都市局におきましては、この七十万円というのを八十万円くらいに上げておるところもありますが、しかし、七十万円から八十万円というのは所得の三十七年から今日の伸びとしてはもっと上がっているわけでございます。三割以上上げなければならぬ程度のものだと思っております。

○堀委員　そこで大臣、私がいまこの問題に触れておりますのは、申告所得が非常に逃避といいますが、申告が完全になされてないわけであります。そのもととは、やはり私は、かなり税の負担が重くなるものだから、その程度のところでは税金を払うのがたいへんだという面が一つあると思うのです。やはり日本の税率が高いわけですからね。そうすると、二〇%ということば、五年に一遍しか調査をしない、あとの四年間は言いなりで通っているということですね。これは私は租税の原則から見ますと非常に問題のあるところだと思ふ。しかし、それは言っても、国税庁の職員の数をやせないとすれば、そこはそうせざるを得ない。この両面から考えてみますと、やはり課税最低限が上がってきますと、下のほうは非課税になつてしまふわけですね。どんな非課税になつてくる。そうすれば、いまの調査能力というものは、そういうものを見ないで、ほかの高額のほうを見られるということになって、私はやはり税務行政の合理化という面から見ても、課税最低限というものをできるだけ上げることが非常に合理的な、公平な税ができるのじゃないか。だから、さつき前段で、午前中に触れましたように、いろいろな角度から私はその問題をしばつていきたいと思ふのは、何にしても課税最低限はひとつもう少し大幅に上げたほうがいいのではないかと。ただし、上げるからといって、税収が非常に足らなくなれば、これは財政の問題に直ちにね返りますから、財政の面ではそういう課税最低限

を引き上げてあまり影響がないという形を考えるとすれば、やはり私は、一つの問題として、さつき申し上げたような控除がなくなるといふ方法によつて考えるということが一つ、もう一つは、いまのようにそれが上がったために上のほうの所得が正確に把握をされるということがより税収確保になるのではないか。その分の手が余るので、上のほうは密度が高くなるから……。実はあとでちょっと触れますけれども、主税局の歳入見込みが、法人税につきましては、更正決定によるところの税の増減を四十年度は一千億円見えております。それから四十一年度は八百五十億円で、見ていくわけなんです。これは更正をやつて増減を税収の見積りでも最初にあげるといふことは、私は、いかに日本の国税庁といふものの指導が不十分であるのか、まあ納税意識が低いのと両方だろうと思ふのです。だから、そういうふうにならないようにしなさい、そういうものは更正による増減で見なくてもいいようになるわけですし、いろいろな面から考えてみて、私はどうしても基礎控除といふものをもう少し大幅に上げることによつて、負担の公平と、それから税務行政の合理化といふ問題をしない得るのではないかと思ふのですが、その点に対しての大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○堀委員　財政の問題が片面にありますから、私もここで申すように簡単ではないと思ひますけれども、そういう方向にひとつ十分に検討を進めていただきたいと思います。

○堀委員　財政の問題が片面にありますから、私もここで申すように簡単ではないと思ひますけれども、そういう方向にひとつ十分に検討を進めていただきたいと思います。

○堀委員　財政の問題が片面にありますから、私もここで申すように簡単ではないと思ひますけれども、そういう方向にひとつ十分に検討を進めていただきたいと思います。

主税局も少し憶病になつたと見えて、何か初めは、ことしはこういうのはやらないのだといふふうな話を実はしておつたわけですね。ところが、実は参議院のほうから御要求があつたと見えて、先日「マーケット・バスケット方式による食料費を基準にして推計した生計費と課税最低限との比較」という表が当委員会に配られてきたわけでありました。私は、初めに聞いていたときには、ことしはやらなないといふことは、マーケットバスケット方式全部やらなないのかと思つておりましたら、何のことは、献立をつくらないといふだけでこの制度はやる、こうなつたわけでありました。

そこで、私はいまの人間社会で一年一年われわれが生きていく中で、われわれの世帯が去年とことしで、何の発展といふか、向上といふか、そういうものがなくて生活が存在するのかわるか、われわれはやはり去年よりことしは生活内容が改善される、ことしよりは来年が改善される、ことしを楽しくして生活しておると思ふのです。ところが、私が大蔵省に聞いておりましたところでは、さっきの午前中の答弁でもそうですが、去年と同じ献立で、これは内容に向上がないといふことですね。去年と同じ献立で、物価上昇だけをつけて実はこれを出してきて、こういうことですね。私は、大蔵省の主税局といふところは、人間の生存といふか、われわれは何のために生きておるのかといふことをどういふふうにかねと申すのですが、私は、私は大蔵省の問題は、昨年、あの献立ではどうも栄養学上十分でないといふことを議論をしまして、あのときには、ことしはひとつ、さつき私はちょっと触れておりましたのですが、いまの日本の状態で、望むらくはこのくらいのとこが標準的な世帯だ——これは標準世帯じやございませんでして、最低限世帯のほうですから、私はいまの日本としての標準世帯では、どういふ食事が一番望ましいかといふ献立と、この最低の分とを合わせてひとつことしはお願いをしたい、こういう話をしておつたわけでございます。

ざいます。そこで、いま栄養上の問題で伺ひたいしますが、日本全体としては、やはり毎年そういう食生活といふのは改善されつとあると思ふのでございしますが、その点いかがでございますか。

○大蔵説明員　私、国立栄養研究所の大蔵でございます。

ただいまのお話、これは国の経済状態も次第によくなつてまいりますし、またいろいろ栄養の知識も入つてまいりますので、国民全体としての平均の食生活といふのは、次第に向上してまいります。ただし、それは国民平均でございまして、平均は上と下がございまして、下のところでは非常にまだ改善されない部分もたくさんございまして、

○堀委員　国民所得も停滞しておるとはいないが、これは日本では前年比で下がった年はないわけですね。要するに、全体として日本の経済、生活を含めて、マクロで見れば向上しつつあるわけですね。ところが、主税局のほうでは、この問題に關しては向上させない、去年と同じ内容のものにストップをさせて物価だけを上げた、こうなつてきたわけですね。私は、どうも栄養学の見地からしたら、たとえわずかでもやはり内容的にレベルアップがなければこれはおかしいのじゃないか、こう思ふのです。

そこで、所長さんにお伺ひしたいのは、去年とことしのいろいろな諸情勢から見ても、物価の問題は排除いたしまして、やはり私は、何%かの内容的上昇といふものは、国民平均的に見てもあるだろうと思ふのですが、大体それはどのくらいか。これはたいへんむずかしい問題だと思ひますけれども、これは感じでお答えいただいてけっこうですが、私は少しはあるだろうと思ふのです。どの程度のものか、さつき申し上げたように、大蔵省に御遠慮ありませんか……。

○大蔵説明員　国民の摂取しております食物の内容といふものにつきましては、これは国民栄養調査といふものがございまして、毎年やっておりますので、そこにこまかい数字が出ておりますが、

ざいます。そこで、いま栄養上の問題で伺ひたいしますが、日本全体としては、やはり毎年そういう食生活といふのは改善されつとあると思ふのでございしますが、その点いかがでございますか。

○大蔵説明員　私、国立栄養研究所の大蔵でございます。

ただいまは持つておりませんので、こまかいことを申し上げることができませんが、これは一人というになりますと、ごくわずかなつしか伸びていないことは事実でございます。これは、一人でございまして、カロリーにいたしましては、五十カロリーも伸びるということとはなかなかできないこととでございますから、ごくわずかなものでございます。たん白質もごくわずかな伸びておる。しかし、長い間の統計をとっておりますと、こういうふうには上昇はしておりますが、去年とことしで目立ってというわけにはまいらないと思ひます。

○堀委員 目立ってということにはならないと思ひますけれども、私は内容も変わりつつあると思ひますから、カロリーだけではいかないのじゃないかと思ひます。そうすると、内容が変わるといふことは価格に影響するわけでございますね。現実には価格に影響してくる。問題は、実は大蔵省がほしいのは価格でありまして、内容ではないわけでありまして。内容は食糧についても、まあ二千五百カロリー、生きてくればよいという感覚のほうは私は強いのではないかと思ふ。皆さんのほうは栄養のほうは大事で、値段よりもやはり栄養のほう、こうなる。これは当然だと思ふのです。そこで、いまおっしゃる通りに、五十カロリーにはならない、こうなりまして、まあ、かりに二千五百カロリーとして、カロリーだけで見れば、二十五カロリーあつたとしても、約一割ぐらひは上がるわけでございますね。だから、そんなふうに見ていくと、それがカロリーだけの分、今度は内容の代替の分もおそらくあるだろう。いろいろな要素を加味してみれば、やはり三割や四割は、これは上がつていっているのではないのか、こういうふうな、これは感觸の話ですから、私も国民栄養調査の資料をこれから一ぺんよく調べてみて、少し具体的に研究をしてみますけれども、私も、こまかいものでありますので、もう一ぺんこし、たいへん恐縮ですけれども、ひとつ私が去年お願いした模範的なといひますか、日本

の標準的世帯、あるべき世帯のあるべき食料とを献立と、大蔵省のいう、去年の献立もたつきんごさいましたから、そのどれかまた別なものでお願いをしたい、こう思つておるわけですね。このことは、私は、やはり税というものが非常にむずかしいものですから、わかりやすい形で国民に理解をさせるというところは、非常に重要な問題だと思つておるのです。大蔵省もやや逃げ腰なんです、マーケティングバスケットについては、しかし、私も逆で、こういうものを通じて国民に税に対する関心を深めさせないと、これは私はよくないと思ふのです。私も幾らここで真剣に議論しても、国民のほうには、課税最低限が何円何十銭だなんだといったって、これはなかなかわからないのです。さつきもお聞きになつておつたように、課税最低限の一人世帯を出すについても、どういふことをやられたのか、私は後刻ゆくり聞きますけれども、われわれとして想像もできないようなことが出ておるわけだから、なかなかわかりにくい。われわれにもわからぬくらいのこと、国民大衆にわかるわけがない。どうしても、こういう非常に端的なものを通じて、やはり日本のいまの税のあり方というものを理解させるというところが重要だと思ふのです。そういう点で、たいへん国民栄養研究所の皆さんには御迷惑をかけるのですが、そういう意味で、私はひとつ国民のために栄養研究所としても御協力をいただきたい、こう考えますけれども、栄養の立場から、ひとつそういう問題についてのお考えを一ぺん聞い

ておきたいと思ひます。

○大蔵説明員 おっしゃること、まことにごもっともだと思ひます。そのおっしゃるところはよくわかりますけれども、今回につきましては、御質問なさつたようなぐあいではございまして、私のほうとは関係ございませんで、ただはじき出されたものに物価をかけたものであるから、去年の献立でもいいではないか——これは同じことなんです、さういふから、ただ物価をスライドさせるだけで、その物価の上がりぐあいがどうかということ

は、それは別でございますけれども、そういうことで、私のほうは何ら関係ございませんで、しかし、おっしゃられる点はごもっともでよくわかりますし、また、さうあるべきだと思ひます。でございますから、将来そういう方向に向かうために、私のほうも御利用いただくと、私のほうに来ていただくとか、これは私も非常に歓迎するところでございますので、どうぞ御利用いただきたいと思ひます。

○堀委員 いまお話のように、ことしの問題は、皆さんのほうは去年のやつを使つたのですから疎外をされたわけですね。来年は、やはり疎外をされないで皆さんにつくつていただこうとわれわれは思ふのです。そうして、先ほどから議論をお聞きになつていただいて——これは参考なんですから、参考なら参考でいいわけですね。しかし、たまたま課税最低限の近くにある世帯はこういうものだといふことだけはわかるのですから、これがどつちでいくか卵が先か、鶏が先かという議論のほかに、こういうものですよといふことを簡明率直に国民に知らせるためには、来年度以降も、いづれお手数ですがけれども、皆さんの御協力をひとつぜひいただきたいというふうな思ひますので、よろしく御願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○平林委員 関連して……

けさ、私も大蔵大臣に、ぜひこしも大蔵省の献立を国民にお目にかけたかどうか、さうすれば、机の上の計算では、これが課税最低限度だといふことで通つたとしても、実際の国民感情やあるいは最近の経済事情から見ても大きな疑問が出てくるだろうと思ふ、将来の国民の栄養上あるいは体位向上といふことも勘定すれば、とても現在の課税最低限というのは不当だと思ふ、生計費に食料を食感として感ずるためには途中でやめちゃうとかぬ、そのまま恥ずかしい思いをしても国民に発表して批判を受けるべきだといふことを主張したわけですね。大蔵大臣も、御趣旨の点はよくわかる

から、十分前向きでやります、こう言う。前向きでやるといふことは政治家のことばでして、皆さんのほうに聞くと、それをつくりなさいといふことと、おそろく指示がいくと思ふのです。そういうことで、政治家といふのは、前向きで検討するといふことを政治的に使ひますけれども、実際には栄養研究所でつくつてもらうということになると思ふのですから、ぜひ用意はしておいていただきたいと思ふのです。

そこで、私も昨年伺ひましたとき感じたのですが、あの献立の中には、脂肪とかビタミンが足りないといふお話がございまして、向こうの専門家の方からも国民栄養学上非常に貴重な意見を聞かしていただいたわけでございます。なるほど、そのとおりであると思ふのです。ところが、なぜこんなものをつくるのですかと言つたら、内閣統計局の家計調査の中で大体卵とか牛乳とか、いろいろなものを使つて、平均数値でこういう献立をつくるのだから、結果的にはこうなるのだといふお話があつた、なるほど、さうかなと思ひまして、帰つてきてから、私は内閣統計局の家計調査を全部取り寄せて調べてみたのです。ところが、あの内閣統計局の家計調査には非常な欠陥があるといふことに気がついた。これは一つの例なんですけれども、たとえば、あの家計調査の中には、サラリーマンがとめに行きます。さうしておなか

るのじゃないかという感じがしてならなかったのです。

それから、たばこか酒などをいろいろ調べてみたのであります。あの献立には、あんまりお銚子をつけたらなんというのになかったのですけれども、しかし、実際には、うちへ帰ってくると、一ぱいつけねえかということ、奥さんにせびつてつけさせるのが実態なんです。ところが、これなどもいろいろ調べてみますと、所得が多くなるとお酒の飲み方の量が少なくなつております。おかしいなと思つて、いろいろ調べてみましたが、所得が多くなると、むしろ酒の飲み方が多くなつてきて、何かお世話をしようとする、ウイスキーを持ってきたり、どうもありがたうございました、酒をお使いくださいということになりますから、これは家計調査の中からは出てこないんです。それで、酒を飲む階層はどうかというと、年間所得が六十万円とか四十万円のはうに多いわけでは、これなども、ほんとうを言ふと、金のある人は酒の飲み方もおじやうずなにかもしれませんけれども、どうも貧乏人のところに多くなつていく感じがしますが、そんなところにも消費の実態の矛盾があることに気がつきます。これは酒だけではありません。たばこもそうです。たばこも、所得が多くなると従つてその喫煙量が少なくなつていく、これもやはりいろいろあるのじゃないのですか。これも家計調査にあらわれてこない。こういうことで、内閣統計局の家計調査をこまかく調べてみますと、消費品目においてもいろいろの欠陥に気がつくわけです。こういうことを考えますと、それを基礎にしてつくられるいろいろな献立というものは、割り引いたものしか出てこない、こういうこともあるのでございます。そこで、今度おつくりになるときは、堀委員が言われたように、二通りやる、大蔵省がきめられた課税最低限度、冷酷非情、血も涙もないような低いやつをつくるが、しかし、同時に、国民栄養学上はこの程度が必要だという、栄養研究所は絶えず調査なさつておられるはずでありますから、そういう角

度でつくれば、こうなければならぬはずだという、二通りつくつてみたらいかがかと思うのでありまして、これは大臣のほうから御注文がなくて、あなたのほうでひとつやってみようというところでやつてもらいたいと思ひますが、いかがでしょう。

○大蔵説明員 おつしやられますとおり、家計調査は、いまのお考えのとおりなものでございまして、あれはがまぐちから出たものだけをつけるのでございまして、もらひものは一切入つておりませんから、全体の使つたものから見れば内輪になる、これはもう当然でございします。これは家計調査の本態でございします。

それから、いまの献立でつくつてみるというお話でございしますが、これはおいでくだされば、私どもでもできるだけの御協力はいしたしたいと思います。去年のものと、ことしのものと、大蔵省のものは全く同じでございしますから、去年ごろになつたら、それは要らないかと思ひますが、私どものほうで考えるのはごらんに入れてもよろしいと思ひます。

○堀委員 次に、所得税をだいたいやりましたから、法人税ですが、この法人税制で今度減税になる金額、これは、皆さんのほうの資料は企業減税という形になつておりまして、法人税と租税特別措置とが一体になつてこへずと書かれていたものだから、今度の法人税によるところの減税はどういうふうになるのか、ちよつと最初に伺つておきたい。

○堀崎政府委員 お手元に差し上げておりますのは、確かに所得減税と企業減税とを対比いたしておりますので、所得税、法人税という税目別にはなつておりません。ただ、初年度につきましても、租税及び印紙収入予算の説明の三ページに税目別になつておりますので、この点は明らかになつておりますが、企業減税のうちで専従者控除の引き上げ、この分は、所得税から企業減税のほうに移しかえていただきますれば、残りは法人税、こういったことにならうかと思ひます。したがいまし

て、企業減税の中の専従者控除の引き上げの額は、初年度において五十三億九千九百九十九万円、平年度におきまして七十一億九千九百九十九万円、平年度にまゐりますので、法人税の減税といたしましては千五百億円ばかりにならうか、これは平年度でございします。

○堀委員 そうしますと、法人税法の改正だけ見ておきますと、この中では、留保分に対する税率の引き下げ、それから中小法人の軽減税率の引き下げ、同族会社の留保所得税の軽減、これは税法改正に出ていますね。それ以外は税法改正には出ていないのです。大体、法人税法の改正なくして何か減税が行なわれるということになるのです。そうすると、これは租税法主義ですから、私は、法人税法の改正があつて千億円余りが減税になるのかと見ておつたけれども、どうもそこらにはつきりしない。そこで、ちよつといまのものを、法人税法の改正に基づく減税は幾らなのか、それから、その他どこかわからぬところでもやるものは幾らなのか、それをちよつと明らかにしてもらいたいのです。

○堀崎政府委員 法人税法の改正によりましてところの法人税の減税は、おつしやる三点でございまして、留保所得に対する税率の軽減、中小法人の軽減税率の引き下げ、同族会社の留保所得税の軽減の三つでございします。その他は、大部分租税特別措置法によりましてところの法人税の減税でございします。

なお、建物の耐用年数の短縮が、御存じのように、初年度四十億四千六百万円、平年度百四十九億八千四百百万円と出ておりますが、これは御存じのように、大蔵省省令の建物の耐用年数表の改定で行なわれますので、この点は法律には掲げられないのでございします。そこにつきましても異論がございします。が、耐用年数自体、企業が見積もり、税務署がこれを適正と見積もるならば、本来、税法上の制度としてなくて済むものかもしれませう。外国はそんなふうになつておりますから、どんな国におきましても、耐用年数が法律上あらわ

れたところはございせんが、わが国は、昔から課税所得の一つの計算原理といたしまして、建物の耐用年数は法人税法の一部になつております。このことは、減価償却といふ損金になるものといふようなこと、さらにまた、納税者との話し合ひで耐用年数を見積もりいたしますことについて、のトラブルが非常に多いことを考えまして、数百の種類の分けまして若干の画一的という非難はございしますけれども、省令上の制度といたしております。したがいまして、最近の建物の耐用年数が外国に比べまして見劣りする際には短くすべしという議論もありました。ところが、その際には、省令の改正という形で、この点が法律にはあらわれない減税でございします。

○堀委員 実は、法律にあらわれない減税というもの、金額として見たものでなければ、これは私は、一々すべてを法律にしなければ、これと思ふのですが、この項を見ると、実は平年度百五十億円の減税が単に事務的な処理で行ない得るというところは——これはなるほど歳入予算として国会にかかりはしますけれども、これはやはり何らかの金額を限つて処置をする方向に持つていくべきではないのか。租税法主義といふながら、何百億円というものが、ただ一片の省令の改正によつて行なわれるという点については、これは私は問題はあらうかと思ふのです。金額はどがいかにということも議論になるでしょうが、一般的な常識として、現状の経済情勢あるいは減税の各項目別のいろいろなもの、その他から見て、五十億円以内ぐらいのところまでは、これは多少そういうものであつてもいいけれども、それを超えるもの、特にこの例は百五十億円になつていくと、これは当然その他のものなら全部税法の改正でなければできないものが、たまたま耐用年数の問題だけが非常に大幅な減税がこれだけでできるという点は、ちよつと私は問題があると思ふので、これは事務当局の問題というよりも、政治的な問題でありますから、政務次官、ちよつとお

答へください。

○藤井勝政府委員 租税法主義の原則というのは、お話のとおり、議會政治のたてまえからいって当然でございます。いろいろ具体的な御指摘の問題につきましては、また大臣にも報告をいたしまして、御趣旨に沿うように努力をいたしたい、このように考えます。

○堀委員 次に、法人税の収入の点を少し私は見ておりまして、昨年、四十年の見積もりは、法人税収入がやはりかなり落ちこぼれたという点に問題があったと思うのです。これは、その点を十分慎重にやられたというように感じているわけですが、ことしの積算の基礎になっている四十一年度の鉱工業生産の伸び四・七％というのは、一体どこからどこまでの間で推計をしたのか。私、何年か前にこの議論をべんして、機械的に年度のものとは比べたところが、これは税収の場合には、主たる決算が九月なので、そこで九月決算を中心として措置をしたということを聞いたのですが、私は手元に具体的な鉱工業生産指数を持っておりまして、一体、あなたのほうはどこからどこまでを見てこれをはじき出されたのか、この推計の基礎の期間はどこになっているかを、最初にお聞きしたい。

○堀委員 この点は、堀委員のほうが私も詳しくはしませんが、私は、法人税の税収は、御存じのように、事業年度ごとに入っておりますので、一月が最後の事業年度になる、それに合わせまして鉱工業生産指数はつくられている、かように了解しております。

○堀委員 一月が最後ということ、二月一月という計算になるわけですか。

○堀委員 そういふことです。

○堀委員 そうすると、二月一月という計算で推計した場合に、昭和三十九年の二月から四十年の一月まで、それから四十年の二月からことしの一月まで、こう二つあるわけですが、その点、私は、いま期間がどこで区切られるのか、とばかりはつきりしなかったから計算してないの

すが、その二月一月で見た鉱工業生産の平均値、三十九年と四十年、四十年は一月が出ておりますが、まず、これをあなた方は幾らに置いて、推計の土台は幾らの数になっているかをお聞かせ願います。

○堀委員 法人税は、最近の情勢で私も見積もったのでございますが、先ほどの御質問について、もう少し詳細にお答え申し上げます。生産及び物価の伸びは、二月から翌年一月までに事業年度の終了する法人の事業活動期間に対応するものを見込んだ、こういうところが正確でございます。そこで、四十一年度の生産は、御存じのように企画庁がつくっておりますが、税制で一応法人税の見積もりをいたしましたのは、生産は四・七％、物価は一・七％、相乗積の一〇・六・五％を採用いたしております。所得率は、これもいろいろの見方もできますけれども、一〇〇という数字を採用いたしておりますので、申告税額は、四十一年度の予算におきましては六・五％というところを目安に置いております。これをさらにまた上期、下期に分けて、さらにまた大法人、中小法人、さらにまた、六カ月決算法人、一年決算法人に分けて見積もりしましたのが法人税の収入の根拠でございます。

○堀委員 私は、それを聞いていないのじゃない。一番肝心なのは、鉱工業生産指数の伸びがやはり生産に非常に関係があり、所得に関係があるわけですから、それは、いまの二月一月で見たとして三十九年の分はどうか、四十年の分はどうか。これはもう実績がわかっていておられる。それは当然積算の基礎として使つておられる。それから、四十年の二月から四十一年度の平均値というものは、一月まで鉱工業生産指数は出ていますからね。平均値がどうだということ、その上で四・七％上積みするわけですから、土台がきまらなければ上積みはできないわけ。そして上積みをした日安が幾らになるか、こうならないと話は詰まらないから、そ

れはどういうふうに見てやられたのか、前との関係において聞いておるのです。三十九年を含めて……

○堀委員 三十九年度の実績でございますが、生産は一・八・四％、物価は一〇・一・三％、相乗積一・九・九％となる見込みでございます。所得率は逆に下がりまして九五・八％で、総合いたしますと、一・四・九％がその根拠となっております。四十年度は、当初と補正後とで相当姿が変わったわけでございますが、最近までの見込みといたしましては、生産が一〇・五・九％、物価が一〇・一・五％、相乗積が一〇・七・五％、所得率が九四・六％、総合一〇・一・七％、こんなふうに見ておりました四十一年度につないだものでございます。

○堀委員 そうすると、四十年度の誤差というのは約五％ぐらゐあるということですね。鉱工業生産の伸びの誤差が五％ぐらゐ。私がいまこれをちょっと緻密に伺つておきたいと思うのは、法人税取というものはやはり非常に不安定で、非常に景気の影響を受けやすいから動きやすい。私は、はたしていま鉱工業生産指数のようなものだけで、これはもちろんスタンダードになりますけれども、日本の場合には、私の間本会議でも言いました、不均等発展をしておりますから、こま

でくると、なるほどグロスとしての鉱工業生産指数というものはありますけれども、項目別にずいぶん中身が違つておる。非常に中身が違つておる。法人税収というふうなものは、よく場合には、私は、やはりある程度今後は業種別の鉱工業生産指数というものをとしない、平均値だけではないか、だから、ここへ出しておられるけれども、おそらく生産の伸びというものはこれがスタンダードになった、こうだろふと思うのです。これはやはり今後はちゃんと——現在でも通産省が出しておられるのは、御承知のように、品種別に、業種別になっておるわけですね。だから私は、せめてこの程度の業種別の鉱工業生産指数の

推計をしないと現在では六〇％操短しておる企業もあるし、八〇％程度の操短の企業もあるし、あるいは、ものによって九〇％ぐらゐ動いているものもある、いろいろな操短状況がある。これが今後景気の動きに応じて操業率はいろいろ変わるわけですね。操短しておるところは、もしも景気がよくなれば非常に生産が上がるし、片一方は、生産が上がるというところもあり上がらないものもあるわけですし、そこらの問題は、私は、今後法人税収の見積もりというものはもう少し緻密に、生産は各項目別にしておかないと誤差が大きくなるのではないか、こういうふうには思いますが、その点はどうですか。

○堀委員 確かに法人税の税収が私どもの見積もりで一番むずかしい。過去におきまして、二千五百九十億円の減収の誤差のうち、千四百億円は法人税であった、こんなような状況であります。おっしゃる点も私も十分考えて、できる限り個別的な妥当性をもつて税収見込みをつくつてまいりたい、かように考えます。

○堀委員 その次は、さつき私がちょっと触れましたけれども、四十年度で更正決定増差分千億円、その徴収見合いは八五％、それから四十一年度の八百五十億円、その徴収見合いはやはり八五％、こういうふうに出されておるわけですね。一体これはどういふことなのか。先に国税庁のほうから、一体毎年更正決定で千億円も八百五十億円も増差が出るというのは、どこに問題があるのか、ちょっとそれから伺つておきたい。

○泉政府委員 御承知のように、法人税につきましては、申告納税していただきまして、そのあと調査をいたしまして、その調査の結果に基づきまして、更正、あるいは申告が出ておりません場合には決定を行なうわけでございますが、法人税の場合に決定を行なう件数は非常に少ないのでございまして、更正を行なう件数が多いわけではございません。その過去の実績によりますと、法人は、御承知のように、税務署所管と国税局所管と二つに分かれておりますが、その実績の更正決定によ

る増進所得、これが年々かなりの額にのぼってあるわけでございます。それを税率で税額に換算いたしますと、さつきお話の三十八年、三十九年くらいで六百八十億円とかいうくらいな金額になるわけでございます。それが四十年、四十一年と経済も伸びますから、その割合も多くなつていくだろうというふうな感じがございまして、四十年につきましては、当初予算でたしか千億円と見ておつたと思ひます。当時わかつておりましたのは三十八年の実績、これが先ほど申しましたように、約六百八十億円程度でございますが、それを基礎にして相当伸びるだろうという予測をしておつたわけでございます。しかし、不況が意外に長引きました、実際には千億円に達しない金額になるだろうということで補正減をいたしたようなわけでございます。

○堀委員 私は、いまの税務署所管と調査課所管を見る、調査課所管のほうが更正率が高いのですが、これは一体どういふところに原因があるのでしょうか。

○泉政府委員 この点は、私も税務行政をやつていく際にいろいろ問題にいたしておるのでございまして、従来の法人税の調査におきましては、いわゆる期間損益という点にかなり重点を置いて調査が行なわれておりました。これは法人税のたてまえは、御承知のとおり、その事業年度事業年度に発生した所得が幾らであるかということが中心でございますので、その期間損益に中心を置いておつたということは理解できるわけでありまして、あまり期間損益にこだわらざるために、当期は否認するけれども、その分は翌期には認容する、少し長い目で見ると、否認、是認と繰り返しておりました、トータルとして見ては、たいして違いはない、ただ、若干収入の時期が、更正するのために一事業年度だけ前になる、こういうた姿を繰り返しておるような状況がかなり見受けられるのであります。この点は、税務の執行上問題にすべき点でありまして、もちろん、期間損益の中にも、その際更正しないと、あとでもう更正できない

なつてしまふ、たとえば、繰り越し欠損の打ち切り問題とかいふような関係で、どうしてもその際更正しないといけないというものもございまして、うけれども、しかし、そういう必要のないものについては、あまり、期間損益で更正否認、またその翌期は認としようなことを繰り返すのは、適当ではない。むしろ法人税の調査にあたつては、不正所得が隠してある場合にそれを見出すことに重点を置くべきであつて、期間損益の点にあまりこだわることのないようにというふうな指導方針を打ち立てていきたいと考えて、目下そういう方向に進めていきたい。そうすれば、いまの更正による増進所得というものが姿が変わつてくる、このように考えております。

○堀委員 ちょっとここで念のために、いまの税務署所管における更正割合と調査課所管による更正割合をちょっとお答えいただきたいのです。

○泉政府委員 お答えいたします。税務署所管の分で申し上げますと、三十九事務年度において、更正決定の割合は一九・七％になつております。それから国税局所管のものについて見ますと、実調したものに對する更正割合はか出ではおらないのであります。それによりまして、八八％ぐらになつております。

○堀委員 いまお話のように、片一方は実調なしにでしうが、実調で二〇％ぐらいいかないわけですから、実調の中でというわけにはいかないと思ひます。税務署所管のほうでは、片方は、実調が、さつき幾らと言ひましたか、五〇％ぐらと言つたのですか、その八八％ということ、全体で延ばしてみても四〇％、倍以上あるということにはなるわけですから、調査課所管分の更正が非常に多いといふことは、これは私は四、五年前に一べん当委員会でもやつたことがあるのです。たしか、まだ原さんが長官のころですから、だいたひ前の話ですけれども、しかし、それ以来この更正の状態はほとんど改善されてない。こういうことでは、これは、特に局所管のものといふのは比較的大きな法人だから、それが毎年毎年そういう

ことが行なわれる。いまあなたのおっしゃる期間損益の問題等もあると思ひますが、それにしても私は問題があると思ひます。これはひとつ国税庁長官、何年かめどを限つて、その毎年毎年更正になるなら、青色申告取り消しとか、いろいろな租税特別措置は適用させぬとか、何か少しデメリットをきちんとしないことには姿勢が正しくならないと思ひます。これはデメリットなしに、ただはいはい言つておるだけでは済まぬです。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、大法人の調査の場合に、期間損益と申ししても、わりあい金額が大きくなりますので、調査官の調査は、本来は不正発見を目的にいたして調査に参るわけでございますけれども、どうしても不正発見ができなくて、いまの期間損益の更正だけに終つていくのがかなり出てきておるわけでございます。しかし、これは先ほど申し上げましたように、期間損益にこだわつて、不正発見を十分できないようなことでありましては適當でございせんので、法人の調査につきましては、あくまでも不正発見に重点を置いて、そういう期間損益の更正はできるだけしないような方向を進めていきたい、そうすれば、更正割合なんかもいまの割合がぐつと落ちてくる、それによつて調査の重点を不正発見に用いることができるだろう、このように考えておるわけでございます。ただ、そのような方向に持つていくについては、いま申し上げました調査官のほうの態度も直していく必要がありまして、同時に、申告納税をなさる法人のほうで、一度そういう更正を受けた期間損益の点について、二度と同じようなことは繰り返さないといふふうにしていただく必要があると思ひわけでございます。

その際にデメリットを与えて、たとえば、青色申告を取り消したらというふうなお話でございまして、御承知のように、要件がありまして、帳簿の記載が、たとえば二重帳簿を作成しておるとかいうようなことで、不正事実がないと取り消すことはできませんので、更正を受けたからすぐに青色申告を取り消すというわけにはちよつとまいりかねると思ひますが、しかし、そういうた税務官庁側の態度と納税者の態度がそういう方向に進んでいくことによつて、いまの更正割合を少なくしていくという方向に進んでいきたい、かように考えております。

○堀委員 まあ、しかし、その点は、毎年毎年同じことをやつても改まらぬものを何にも処置がでないといふこともいかかと思ひるので、青色申告取り消しは別として、何らかやはり注意喚起されて、毎年やつたのではまずいといふことにならうにしないことには、裏返して言へば、そういうことをやつておいて、ほかの問題に目が届かぬようにしようという逆の問題もあると思ひますので、その点は十分検討していただきたいと思ひます。

私が予定をした時間がまいります、さつき大臣との議論の中で、所得税法の中であつておける点があるので触れておきたいのですが、今度税率の改正を行なつて、上のほうを減らしたのはいですが、これまでの最低税率の八・五％に上がつて、この結果五十万円以下の所得の者と五十万円超五十万円以下の所得の者との減税がきつめて不公平な状態になつておるといふ感じがいたします。そこで、五十万円以下の階層の今回における減税額とその減税割合、それから五十万円から百万円までの間の減税額とその減税割合について、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○堀政府委員 今回の税率緩和、さらにまた、最低税率の〇・五％が五十万円のところを一つの低額所得者のめどにいたしまして不利に働いておるのではないか、こういうふうな御質問だつたと思ひます。そこで、今回の税率緩和の趣旨、さらにまた、〇・五％だけの税率引き上げの趣旨につきましては、堀委員御承知のとおりでございまして、これまでも控除に重点を置きました減税の方向でござい

さらにまた、もう一点つけ加えさしていただきますのは、私どもが〇・五％の最低税率を引き上げたいというのは、堀委員御指摘のように、税負担というものは所得税だけで見るときではない、ことに所得に対する課税ならば、住民税もあわせて見るべきであるという年来の御主張を私どもは取り入れまして、今回の住民税の減税が、これもまた久しぶりで行なわれるわけですが、そういうった点を一つ加味して総合的に税率緩和、あるいは〇・五％の引き上げをひとつ見てまいりたい、こんなような趣旨で考えておりますので、その点もあわせて申し上げさせていただきたいと思ひます。

第二点は、何と申しましたも、先ほど来申し上げておりますように、控除を何年間続けてまいりまして、所得税の減税のうち八割五分までは控除の減税で三十二年以降も来ております關係上、今年度だけで見るのではなくて、これは三十年の所得税の改正の際に大蔵委員会でも税率だけ引き下げをいたしました際に非常に問題になったのでございしますが、やはり沿革的、歴史的な改正も考慮に入れていただきまして御判断願いたい、かように存するのでございます。

軽減されることになります。そこで、五百円がそこで差し引かれるということになろうかと思いますが、このあたりの影響が出てまいりまして、おっしゃるように一八・四％は、この税率の〇・五％の引き上げが影響していることは言うまでもないところでございます。

○堀委員　ですから、私は、何といつてもやはり下のほうをできるだけ下げるといふことは、もう一つ原則として考えてもらいたい。そうすると、いろいろ議論はあろうけれども、次はともかく来

うものの中には、はつきりしておるものとはつきりしないものがあるのだということが一つ私は前提になると思うのです。そうすると、私は、今度の場合に、相続税というものはそれではどれとどれが対象かというわけにはいかないものでありますけれども、発想の趣旨として自分たちが住んでおる家を評価をした結果、相続税に取られて、金がないから家を明け渡すということでは困ると思うのでありますが、そういうものと隠れたる相続部分のあるものが、実は私は今後の問題として

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十一号 昭和四十一年三月十六日

今度は受け取るほうと、こう二つあるわけですが、後国税庁のほうで相続税の際にあわせて資料でとってもらいたい。一体、相続税というのは、一千万円の相続が起るけれども、その受け取る人たちの所得階層というのは、三人受け取る場合もあるし、いろいろあるでしょう。そこで、納税者である者の場合には、それはその年度における所得は、一体幾らであったかというのをあわせて出してもらい、遺産を残したほう、要するに、なくなつたほうの所得は、そのとき幾らであり、要するに、相続というものは、いまのこの形だけでは所得との間のつながりが、われわれのほうではちつともわからぬわけです。だから、やはり減税を考へる場合には、そういう問題を含めて減税の問題を考へておかなくて、高額の所得の者だけにかなり有効に働くというふうな推定せざるを得ないことになると思う。その点について、ひとつ国税庁のほうで、相続税関係は今後そういう資料をそろえるという答弁をしてもらいたい、件数は多くないのだから。

○泉政府委員 お話のように、最近の課税実績によりまして、被相続人の数は年々約一万、これが今回の改正の結果、その六割程度に減少するだろうと見込まれておるわけですが、そういう状況、これは現在のところそういう資料はございませんが、その資料をとる場合にも、相続がいつ起きたか、被相続人がいつ死亡したかによるものになりまして、相続の年の所得というのはなかなかむずかしい問題でありまして、おそらく相続した年の前年の所得でないとなかなか把握できないだらうと思ひます。そういう点につきましては、相続の前年とその年とでいろいろ変動のあることも予想されますけれども、そういうことは、ある程度誤差があるということをお前提の上でのごとにしないといふかと思ひますが、いずれにしても、そういう資料はいままでとつたことはございませんので、どういふふうにしただら集まる

か、いろいろ問題もあるうかと思ひますが、將來研究してみたいと思ひます。

○塩崎政府委員 確かに、堀委員のおっしゃるうちに、相続税の課税というものはむずかしい問題でございます。しかし、個人所得税と相続税というものがやはり一番大事な税金だと私は思ふのでございまして。そこで、堀委員は、ひとつ所得を考へて相続税が適正であるかどうかを判断したかどうかということをお話しておられる。私も全く同感でございます。昭和三十三年の相続税の改正の際にも、税制調査会の委員の方で、はたしてこういう改正をしては實際はどうであるうかと、同じような発想かも知れませんが、そこで、堀委員と何となくいって、毎年毎年所得の資料が、申告書を通じてあるいは会社の配当資料を通じて出ておるという点が第一点であります。

第二点は、これはどうもしかし、そうかといつて、消費に回する部分が所得のうちでは相当ございまして、はたして所得のうちから財産化されたものがそれでは簡単につかめないではないかというお話がございまして。そこで、千萬元以上の所得者については、財産、負債の明細書——これはシャウプ勧告の際に設けられたのでございまして、廃止したことがございまして。しかし、これをひとたび復活したらどうだろうかということで、復活したのであります。シャウプ勧告によりまして、所得税、富裕税というものは、相関連せしめてお互いに完全なものにしていく、こんなようなことがございまして。おっしゃる点、まことにございまして研究してまいりたい、かように思ひます。

○堀委員 あわせて、もう一つお願いしておきたいのは、これは先ほど私は大臣と議論をいたしました、非常に問題になっておる点でありますけれども、利子の分離課税、配当分離課税の減収の計算はできておりますが、さつきお話しになった減収分が所得階層別にはどういふふうに分けられて

おるのかという点も、これもたぶん推計になると思ひますけれども、必要なサンプル調査をやつて、あわせて来年の税制ではこの問題はきつめて重大な税制上の問題になるのでありますから、本日、強く主税局及び国税庁に、この際議論をするにたえられぬ資料の準備をひとつお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○武蔵委員 資料要求をしておきます。

例年いたしておるのですが、資本金の一番大きいランクから、たとえば五十億円以上、五十億円から十億円、十億円から一億円まで、その資本金別の所得金額、それから、その中の赤字決算会社、公表は黒、税務申告は赤、こういうのがたくさんあるが、これをひとつ表にして提出をお願いしたい。

○塩崎政府委員 資料は御提出申し上げたいと思ひます。ただ、公開決算等がうまく集まるかどうか、私もこれまで資料で公開決算を出した記憶がございせん。最近出したことがありますれば参考にしたところの資本金額、所得金額、決算、これは提出できると思ひます。

○武蔵委員 いままでの主税局長は名主税局長だから、全部わかつておつたのであらうから、あなたも出せるはずだと思ひます。

○塩崎政府委員 いま前局長に伺いましたところ、資本金五十億円の法人だけにしましては公表決算を調べた、こういうお話でございまして。全法人につきまして公開決算をつかまえるのはたいへんでございまして。おっしゃる過去の先例にならつて提出をしたいと思ひます。

○三池委員 永末英一君。

○永末委員 私は、協同組合法が施行せられてもう十七年になるのでありますが、この間、企業組合に対する課税の取り扱いについては、いろいろな変更等がございましたが、しかし、この機会に一体どういふような基本的な観念でこれに臨んでおるかという点を明らかにしつつ、企業組合に対する課税の内容について見解を明らかにいたし

たいと存じます。

第一は、私どもは、企業組合は、協同組合法によつて設置されたものであるから、その本質は協同組合であると考えておりますが、大蔵省はどうお考えか、お答えを願ひたい。

○塩崎政府委員 永末委員のおっしゃるうちに、確かに、企業組合は協同組合法に規定された企業組合でございます。その点は異存はございません。しかし、私どもの理解は、また私どもの税制上とおつた協同組合は、企業組合とは違つたものだと思ひ理解しております。

それで、協同組合の本質は何かという点は、なかなかむずかしい学問上のいろいろな見解があるところでございます。私の理解では、協同組合のメンバーである組合員は、これは事業主としての地位は維持しておる。ただ、その事業主としての円滑に、またその所得水準を上げるために事業の一部を協同化して、たとえば仕入れあるいは販売について協同化して、大企業あるいは過当競争に対処していく、こんなようなことが、私は協同組合の本質だと思ふのでございまして。協同組合はそもそも利益をあげるのが目的ではない。したがって、そのあつた利益は、本質的には事業利用分量分配金といたしまして組合員に還元されるものだから、かように了解しております。

したがって、協同組合の利益は、事業利用分量分配金からなつておりますので、それに対しまして、この法人税は特別な税率を設けておりますし、事業利用分量分配金は、これは独立の地位を維持しております。この組合員に対しては事業の利用量に応じて返すものだから、ともかくも、おまえのところは仕入れたものは安く仕入れたために協同組に利益を生じたのだ、さらにまた、販売、消費物資を売るものにつきましても、組合員に高く売り過ぎたから自分のところに利益が生じたのだというわけで、組合の利用量に応じて分配をする、したがって、組合員に返りましたところの事業利用分量分配金は事業所得として課税する、そしてまた、それが事業主としての地位を

維持する以上、事業所得として課税するのが当然だ、こういう考え方が協同組合の本質にある、かように思っております。

一方、企業組合はそういったものではなくて、組合員が、御存じのように、もはや事業主たる地位を捨てて、組合から得る所得は、大部分は給与の形をとっている。したがって、企業組合は協同組合と違つた、過去におきまして組合員が行なつておりました事業の本質的な部分を企業組合が行なう、そして、そこで利益をあげましたものは、たとえ従事分金分配金として分配されても、それはやはり企業として企業に生じた利益が組合員に還元される、それは一つの企業利益であり、普通の法人税を課税されるべきものである。

そして、それから組合員に分配されたものは何かという点は問題でございます。いま給与所得者に転化した企業組合員でございますから、賞与という考え方もできましようが、現在の税制ではそこを中間的なものと見まして配当所得、したがって、二重課税排除の見地から配当控除の認められるものに従事分金分配金という形のものを認めておるのだ、これが企業組合の税制上の仕組みではないかと思つてございます。もちろん、現実には種々の形の、さらにまた、いま私が申し上げました、私の考えかも知れませんが、協同組合の本質にかつたものだけでなく、ただが存在するという意味ではございせんが、大ざっぱに申しまして、協同組合と企業組合はそういった違いがあるのだらう、ことに税制上はそういった違いを認めるべきだということ、たてまえを違えておるのでございます。

○永末委員 いま協同組合の本質を述べられて、それで、その企業組合は、第一に、それぞれの事業主が自分の固有の事業、主たる立場を全部捨ててしまつて、企業組合という一人の中に入つてしまつた、こういう御見解をとられた。それならば、たとえば株式会社といふいろいろな、たとえばサービ事業なり販売業なりやつている株式会社の従業員

と同じだ、こういう御見解ですか。

○塩崎政府委員 私は、従業員と同じという意味で申したのでございせん。個人営業者が個人企業形態で事業を営んでおまして、それが株式会社を設立して、株主に転化したのと同じであつた。——もちろん営利目的の株式会社と、中小企業等協同組合法に規定いたしますところの企業組合では種々の法制的な面におきましての違ひはございしますが、企業組合の組合員が過去の事業主という立場を捨てた点におきましては、個人形態の営業者が株式会社の出資者としての地位を取得したのと本税制上は変わらないというたてまえをとつておる、こういうことを申したつもりでございます。

○永末委員 あなたは妙なことを言われる。株式会社の株主は、自分の出資した資本金、株式出資金だけの責任を負うのであつて、したがつて、株式会社の運営等については、いわば無関係でもないわけだ。ところが、企業組合は、協同組合法の九条の十一によつていろいろな制限が加えられている。本質的に企業組合と株式会社は違ひ、しかもまた、企業組合の組合員と株式会社の出資者である株主とは本質的に違ふからして、日本の法制はそういうたてまえをとつておるとわれわれは解釈しておる。ところが、あなたは何か株主と一緒だ、法制上そうみなされると言うのであるが、そんなことは現在の法制上ないのじゃないですか。

○塩崎政府委員 株主といふことは、私もいま気がつきまして適當ではない感じがいたしましたのでございせん。申し上げたいことは、個人企業形態の営業者が株式会社の設立いたしました、合名会社でも合資会社でも有限会社でもいのでございせんが、法人形態をとりまして、その業務の執行者と申しますか、役員といふことになりまして、代表者でも社長でもいふことではございせんが、経営者となりまして事業を営んでいる場合があるわけではございせんが、そのほうは、もはや自分が事業を営むのではなくて、株式会社が事業を営む、そこに得ました利益は株式会社のものであり、そこから得る所得は多分に給与が多いものでござい

ます。さらにまた、それから得られるものは配当所得であり賞与であらうと思つてございせんが、それと似たような立場にあるのではないかと、こういうことを申し上げたのでございせん。もちろん、株式会社は企業組合に比べて活動がもう少し自由かもしれませんが、また、資本調達

の面においても有利があるかも知れません。そういう意味で、企業組合を株式会社と同じように扱うこと自体おかしいではないかと御質問があるかも知れませんが、多分に現在の所得の発生形態、所得の分配形態、さらにまた、それ以前に経済の実態面におきまして中小の企業者が事業面において競争いたしておりますのは株式会社であり、個人営業形態であり、企業組合だらう、その間のバランスを得て税制上の措置をするのは、いまの制度が最も適合したものではないかというふうに現在のところ考えております。

○永末委員 株式会社は経済単位として仕事をやるわけですから、そこであつてきたものの利益の分配については、いわゆる株式出資金の程度に応じて配当金として渡される。ところが、企業組合は——法制上、協同組合にはいづゆる利用分金、利用した度合に応じて分配することが認められ、企業組合にはその企業組合の事業に寄与した分金、すなわち従事分金の剰余金の分配が認められておる。これは株式会社と違ふでございせん。株式会社の出資金に対するその度合だけで分配しているのではないでございせん。勤務に対する対価として与えられておるでございせん。違ひませんか。

○塩崎政府委員 そこで、まず、法人税とは何ぞやという問題に関するかも知れませんが、しかし、いろいろな法人税の考え方はございせん。けれども、ともかくも法人企業といふものが存在し、これは法律上の規制がございせんが、少なくとも経済活動を円滑にする意味におきまして商法あるいは民法によりまして認められておる法人企業があり、そこで人格が認められております。そういう法人企業に利益が生じた、その利益は、会社の経営者、執行者、さらにまた企業組合の組合員に

つきまして給与を支払つた後のものが利益としてあらわれるわけではございせん。この利益に対して公平に課税することが、私は、法人税として非常に大事なことでないかと思つてございせん。

そういうふうに法人税を觀念いたしますと、私は、現在の大法人と中小法人との間の税差も競争力の格差という意味において理解できます。競争力が同じものならば、同じ収益に對しましては同じような税負担が望ましい、かように考えます。そうなりますと、現在の企業組合と、これも商法上いろいろな問題があるといわれております中小企業者が、株式会社の形態あるいは合名会社形態をとつております法人につきまして、同じように給与を支払つた残りといふ法人の利益に對しまして、これは税率は同じということが税制上當然考えられるべきではないか、かように思います。

さらに、その後には分配せられるものをどういうふうに考えるか。これはまた別の問題でございせん。株式会社は企業組合と違ひまして、自分の働きに應じて賞与を取るときには、これは益金処分の賞与しか認められませんが、これが配当と違つて二重課税が行なわれる点で、この面は企業組合よりも少し厳格でございせん。負担の多い面でございます。企業組合はこれは従事分金分配金、永末委員御指摘のとおりでございせんが、しかし、現実には企業従事分金分配金をどういふふうに分配するか、なかなかむづかしいので、私どもの調べでは、従事分金分配金が分配された事例は少ないのでございせん。しかし、分配された形をみますと、ともかくも給与に應じて支払うということが、いまの基準のようではございせん。会社の利益を、給与に應じて支払うものを損金に算入するといふことがはたしてできるかどうか、私は、やはり損金などというものは初めからの契約的な、法律的な費用でございまして、利益をあげてから給与に應じて支払うといふことは、これは損金性の乏しいものだと思つてございせんけれども、ともかくも、企業組合は法人と個人の一体性の強いものでございせんから、株式会社以上にそこは

有利に見て、配当所得として配当控除を適用して、従事分算分配金につきましては二重課税を排除していく、こういったたてまえをとっております。したがって、株式会社とはその面では違っておりますが、永末先生のおっしゃるのは、もう少し株式会社と違えてもいい面があるのではなからうかという御指摘だと思いますが、私は法人税の本質的なたてまえから見ましてはたしてこれを同じに扱うかどうかは疑問だ、かように考えております。

○永末委員 あなたは、株式会社というものの法制上の考え方と、それから企業組合というものが現行日本の協同組合法によってつくられてるそういう構成のしかたというものを初めはお認めになっておりながら、そして課税の面では所得の発生と分配ということだけに焦点を置いて、それで処置しようとしておられる。そこに私は間違いがあると思う。つまり、株式会社の場合には、一定の金額を出資するだけであって、そこには勤労がないわけだ。したがって、企業組合が株式会社の形式をとらうとするならば、それぞれの事業主が自分の事業所というものを全額出資をして、その出資分だけで企業組合の出資額とする、そういう法制ならこれはきわめて株式会社と似ておる。そういう形をとっていいでしょう。とていいないというのには、株式会社と違う一つの法人格を持ち得る事業体だということと日本の法律が認めておるのではありません。私はその点において本質が違ふと思うが、もう一ぺんお答え願いたい。

○塩崎政府委員 私も、永末委員の御指摘のように、株式会社と企業組合が全く同じものであると思っております。しかし、法制上は相当違うものがございます。しかし、現実の中小企業者の事業を営む場合のとり得る法的な形態といたしましては二つありまして、それは税制上区別するだけの差異があるかどうか。それは、現在のところ、従事分算分配金を配当と見ることでは足りるのではなからうか。事業税の面を考えてまいりますと、ことに給与は、個人事業所ならばかかる事業税が、企業組合になりますと、組合員に支払われる

給与は損金として経理され、事業税は組合に発生する利益だけでございます。これを考えますと、私はもう多数の中小企業者が——七十一万の法人の大部分は中小企業者でございます。それと競争関係にある企業組合、法制上のたてまえは若干の差、若干と申しますか、先生に言わせれば大きな差だということでございまして、税制上でその差を認めるまでにはいかなければなからうか、そして、それは協同組合とは違ったものではなからうか、かように思うのでございます。

○永末委員 私が言っておるのは、実定法上違ふものとして日本の法律がきめておるのなら、大蔵省はそのまま受け取られるのが至当であって、その中で、単に所得の発生と分配というようにところにだけ焦点を置いて、そして株式会社と似ておるから、その課税の扱いは株式会社と同じようにする。それでは、最初の出発点が違っているにかかわらず、表面に出たところだけで処置をしようというのであるならば、たとえば企業組合側は、なぜわれわれが協同組合法で設立を認められ、なぜ株式会社等は商法で設立を認められておるか、この二つの対して非常に疑惑を持ちますね。あなたの御意見なら、もう協同組合法からはずしてしまつて、商法できめたらいい、そういうお考えにはしませんか。

○塩崎政府委員 私は、税制上の理由から企業組合を協同組合法からはずせというつもりは毛頭ございません。私は、法的形態が企業組合と株式会社と同じであるということも、また申し上げたいのではありません。私の申し上げたいのは、現実の経済社会におきまして競争している中小企業者が、どういった法的形態をとった場合にどのような税制をとるのがいいのか、こういう角度から申し上げているつもりでございます。法的形態の論議は、第二次の問題ではなからうか。現実には、株式会社の形態をとっております大部分の中小企業は、御存じのようにほとんど出資も少なく、たとえば自分の所有する建物や土地は出資はしないで、会社から家賃を受け取る

かつこうで、株式会社の形態をとっておるようでございます。商法上そういう株式会社は所期してないというような批判すらある状況でございますが、しかし、やはり事業を営む上においては、個人形態よりも株式形態のほうが便利であり、また人の信用もあり、企業と家計を分離する意味において利点がある、こういった利点を利用して、個人営業主が会社形態に転化しておるのだと思うのでございます。企業組合もまさしくそういう面が多いのではなからうか。もちろん別なよきもございまして、現実の競争面を著目しますと、法的形態のよさを利用して、さらにまた、そのよさといふのは、税制上から見ますと、組合から払われる所得が多分に給与所得として取り得る、そのことは、同時に、事業主たる地位を企業組合に譲つたものだと思ふのでございますけれども、そういうことは、まさしく株式会社を組織する中小企業者の所得を得る形態と同じであり、所得の分配形態と同じではなからうかという感じがするのでございます。

〔委員長退席 吉田(重)委員長代理着席〕

協同組合は、御存じのように、たびたび申し上げておりますように、組合員自体、また事業主たる地位を利用して、さらにまた事業の一部が協同化されるだけでございます。協同組合の利益は大部分事業利用分算分配の形で還元されるべきであり、自分自身が利益をあげることが目的ではないという理想のもとに立っておるのでございまして、このようなたてまえから見ますと、私は、協同組合と企業組合は同じようなたてまえで取り扱うということとはむづかしいのではないかと。ただ、現在は、先ほど来申し上げておりますように、従事分算分配金につきましては、会社形態と違ふ配当所得と見るということとでその面を処置している、これが現在のところ最も適当な方法ではなからうか、かように考えるのでございます。

○永末委員 協同組合の場合、いまその事業の一部を協同化してものをやっている、しかし、そのもの自体については、協同組合としては損をする

つもりはございませんからね。営利の目的と云えば語弊があるかもしれぬけれども、それはやはり採算を合わせなくちゃならない。こういうことで、剰余金が出た場合には、利用分算分配金を配るわけですね。ところが企業組合の場合には、その協同化の度合いが非常に進んでおるわけである。いわば協同組合法による協同組合と企業組合とは協同化の分量の差である。しかし、これはあくまでも協同組合だということとこの組合法で設立を認めたものだと思ふわけですね。

そこで、論を進めて、利用分算分配金と従事分算分配金とにあなた方は税制上の課税上の差を設けておられますが、たとえば、あなたが言われたように、従事分算と言われるけれども、内容はよくわからない。給与でやっているではないか。しかし、その給与の出でくるのは、それぞれの事業所がその企業組合に対する収入の寄与に応じて給与が設けられておるのが普通の形ですね。そうしますと、事の根本は、明らかにその事業に従事している力の度合い、これがもとになってきめられておる。しかし、給与そのものは名前は給与でございますけれども、これは税制上いかなる形態の法人であろうとも損金扱いになっている。ところが、あなたのほうは利益金の配当だ、こう言うものだから、それではその損金扱いに従事分算分配金をするわけにはまいらない、こういう御見解をいましておられますが、しかし、いま申しましたように、これが発生いたした基本的な考え方は、いま申しましたようなことで発達してきたものもあるし、さらにまた、これが分配されるというのを利益金処分なんというふうなことは協同組合は考えていない。法律はどう書いてありますか、剰余金の処分をどうするかというところで考えておるわけである。それならば、法律上きめた本質が違ふということを協同組合法が認めておるのに、あなたがそれをいかにげんにひっくり返して、株式会社における利益金処分、配当金だ、こういう解釈をとられるのは、協同組合法にこれは違反しておりませんか。

○塩崎政府委員

永末委員は京都におられますので、私も大阪の国税局長、さらにまた直税部長で企業組合問題でぜひお教えを願ったのでございます。私は、企業組合の利益と協同組合の利益とは、やはり本質的に違つたものがあるであらう、かように考えるのであります。さらに、株式会社の利益と協同組合の利益とは違つたものであるであらう、かように考えるのであります。給与を取る方が、ことにまたその給与を取る方と申ししても、企業組合に雇われておる従業員とは違つた組合員の方の給与でございますが、これはその地位を捨てておるならば、私は、当然給与であり、それは企業組合の利益の計算上損金にされて、普通の株式会社の役員の場合と同じでいいと思つたのでございます。しかし私は、その給与、いま永末先生、力のある場合とかおっしゃられました、やはり給与と申しますのは、確かにそこであげる所得と密接な関連はございます。しかし、やはり給与というものは、雇用関係に基づくところの所得の分配といたしまして、社会的な平均的な水準があり、それはあらかじめ予見されたものとして、いかなる場合においても、損失があつても支払わなければならない。そんなような意味におきまして、契約的な費用でございます。これはまあ損金であらうと思つたのでございます。これは私は、企業組合であらうと株式会社であらうと同じでございますが、協同組合につきましては、組合員の給与という問題はないのでございます。漁業生産組合あるいは森林組合につきまして給与を支払うものは、これは企業組合と同様に、協同組合と同じふうな扱いをしていないことからおわりのとおりでございますが、それは協同組合と企業組合と違つておるわけでございます。それからまた、従事分量分配と申ししても、確かにむずかしい分配形態をとらざるを得ない。現実には、したがいて、京都の企業組合のような方の中には分配されておるところもございしますが、給与に充てて分配する。これが何を意味するか、私はなかなかむずかしいと思つたのでございます。一方、協同組

合の利用分量分配、これは利用量がはつきりいたしております。さらにまた、協同組合で得た利益というものは、組合員の商品が安く買われて、高く売られたために利益を生じたものではないか、さらにまた、組合員が協同組合から買ったものが高いために利益を生じたのではないか。したがいて、員外利用が制限され、組合員の利用の程度が厳密に帳簿につけられておられますれば、これは分配はまた容易であり、さらにまた、分配の理由は、先ほど申し上げましたように、たとえ剰余金の処分という形をとりましたが、たゞとて剰余金を利用しております。したがいて、農民が肥料を高く買ったために農業協同組合に利益を生じたならば、農民にこれを返す、農民は農業所得の上にそれを上積みで追加されることも、これは十分私は協同組合の理論といたしまして理解できると思つたのでございます。従事分量分配は、私はそういった点が少し理解のむずかしいシステムだと思つたのでございますが、それよりもむしろ、何よりも現在の企業組合が競争しております株式会社その他の会社形態の企業、これとの類似性、競争性、これから見ましても、こういうことを申し上げたいのでございます。

○永末委員

私はまだ二時間くらい質問したいのでありますけれども、都合がございまして、これで春日委員にバトンを譲ります。ただ申し上げたいのは、協同組合と企業組合というのは、一つの法律の同一の目的のもとにつくられた二つの姿なんですね。したがって、この両者は、その内容において分量上の差はあれ、本質的な性質は差はないというものが、日本の国会で定めた考え方だと思つた。ところが、いまの大蔵省の課税上の扱いでは、むしろ協同組合と企業組合との間の相似性よりは、企業組合と商法における会社との相似性を追求するに急であつて、この協同組合法との間の相似性に眼をつぶつておる。これでは、この協同組合法によつて設置された企業組合に対する課税の公平な取

り扱いとはわれわれは考えられないということをして申し上げて、ひとつ春日委員にバトンを譲ります。

○吉田(重)委員長代理 春日一幸君

○春日委員 私はほかの質問をするつもりであつたけれども、塩崎主税局長の御答弁は、従来主税局がちゃんちゃんに頭の中で凝結せしめておるそのまま、これをあたかも謄写版のプリントを繰読するに同じようなことをしやべりまくつておる。依然として一步の前進もないし、せつかに永末君が研究をされて、問題の真髓に触れて質問を展開されておるのに、まるで自分の思つたことをひとりしやべりしておるみたいな形で、何らの反応を示されないというところは、きわめて遺憾でございます。幸い十数年前主税局長でありましたわれらの親愛なる村山達雄君もここへ同席をされております。私は財政部長の坊君や藤井政務次官、みんなが心を開いてわれわれの固定の既存の観念はこれであつた、けれども、その後において、わが国の政治は民主政治、民主政治は世論政治であるが、なかなか中小企業団体としてのわが国内における代表的権威は中小企業団体中央会である、その中央会があらゆる角度から公正な判断を遂げて、その結果得た結論としてこれが政府並びに国会に向つて要請いたしておりますものは、すなわち、事業協同組合が利用分量分配で、これは損金算入である、ところが、企業組合が行なう従事分量分配は益金処分である、このことは不当である、不合理である、だから是正してくれ、こう言つてきておる。しかも、中小企業団体中央会が責任を持つてそのようなことを言い始めてきたのは、これは去年からのことである。だから、そのような実態が大きく変わつてきておるといふこと、すなわち、主権者、国民世論の動向というものが大きく変化をしてきておるのである。あなた方がどこからこつ然と落下傘で落下して、そうしてわが国の税制の編成をしておるのではない。国民世論に従つて、民主的規模でいかに公正な制度を国民のために制定するか、これ

は坊君や藤井君や村山君や、そういう人たちが、これは断をもつて決すべき問題であるけれども、その論理を整理して、そうしてその可能の道を開いていくために、便宜上あなたとここで議論をしておるにとどまるのであるから、もう少しあなたの答弁は、そういう独断的というよりも、マニエ的なでなしに、ほんとうに政策の根源に触れて、そうして反省をしながら答弁をしてもらわなければ、これはなほは有害であると思つた。国政審議のためにあなたの答弁はなほは有害である。あなたの答弁が有害であるといふことは、わが国政の中に主税局長の存在が有害であるといふことで、これはゆゆしい事柄である。そのようなことがあつては相ならぬので、いやしくもそのようなそしりを私に与えないように、これから心改めてひとつ御答弁をお願いしたい。

冒頭陳述は以上であります。そこで私は、いま相当の内容について永末君述べられてまいりましたが、重ねてお伺いをいたしますけれども、この事業協同組合と企業組合がはたして異質のものであるかどうか。異質のものであるならば、課税上の取り扱いが異なつておつても差しつかへはないであらう。けれども、その辺のことを明らかにするのではありません、この結論は出ない。だから、企業組合の本質を究明することが先決問題だ、私はこう思つたのです。この問題については、いま永末君も述べられていたけれども、事業協同組合と企業組合とが制度として設定されたのは、中小企業等協同組合法による。しかもこの法律の目的、第一条にはこういうことが書いてあるのですよ。

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

株式会社の制度を設定した法律と、法の目的は違ふのですよ。法律の目的、第一条「この法律は、中小規模」これは特定の限界を中小規模に定めて「商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進

し、且つ、その経済的地位の向上を図る、この政策によってこれをささえ、盛り立てるためにこういう法律ができて、この法律によって、その第二章には、一から四まで列記してある。事業協同組合、それから末尾に企業組合、何も変わるところはない。法律の設定は、株式会社なんというふうなものがある法律でできておるものじゃない。零細事業者たちは何らかの政策のささえを必要とするが、そのためには、この法律をもつていこう、この法律によって、税法上、金融上ここに発端をして、さまざまな施策のフェーバーがそこに及ぶことになっておるのである。一体どこが異質のものであるのか。この点について、まずあなたの見解を明らかにいたされたい。どこが異質であるのか。同質ではないか。本質、その淵源はことごとく同じではないか。いかがです。

○塩崎政府委員 私、企業組合が中小企業協同組合法に基づいて設立され、さらにまた、それは中小企業の経済的地位の向上をはかることを目的とするところは認めるところでございます。法的にももちろん株式会社とも違いますが、協同組合とも違っております。協同組合の本質的な特徴は、先ほど永末委員との間に申し上げたところでございまして。しかし、企業組合は、御存じのように組合員としての立場にございましてけれども、事業主としての立場は捨てたものだとは解釈しております。したがって、その反映といたしまして、たとえば、中小企業協同組合法の二十三条の二を見てまいりますと、「企業組合の組合員が企業組合の行う事業に従事したことによって受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて、企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給付並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法の適用については、給与所得又は退職所得とする。」ここに私は一つのあらわれがあると思うのでございます。私も春日先生ほど中小企業協同組合に詳しくはございませんが、過去において私も習いましたところは、

企業組合についてだけこういった規定があり、協同組合につきましてはこういう規定がないことにその一つのあらわれがあるのではないかと、かように考えております。

○春日委員 あなたのほうは一つの目的意識を持っていろんな字向をあちこちでさがしてあげば、あなたの方のその欲するところに合致するような条項もくはないと私は思うけれども、そのような枝葉末節の問題は、あるいはそういうような派生的な問題は、すべからず今後直していかねばならぬ。根本を正して、根本にさかのぼってすっきりしたものにしていかねばいけないと思う。だから、私がいまここで申し上げるのは、とにかくこの制度というものが設定された政策的意図は何であるかということですよ。これは中小企業者を政策によつてささえていく、その政策とは何ぞや。すなわち、これは税制であり、金融であり、さまざまこれに随伴してくると思うのでありますが、これを助けなければならぬという立場からこれが元来設定された。ところが、いまあなたの言われたように、ああだこうだと間違つたことがあちこちに書きまわられておるから、これではならぬというので、数年前に設定された中小企業基本法二十三条には、国は中小企業者に対して、税法上、金融上特別の措置を講じなければならぬと、国家宣言をあえて行なつておる。あなたのほうはいろいろなことを言つて、いろいろなことをやっておる。そして、苛責請求はなはだしく、零細業者に及んでおるからこれを直さなければいかぬといつて宣言しておるけれども、これを訓示的な規定だとかんかといつて、柳に風を受け流して、あなたのほうは誠実な問題の解消に当たつていない。だから、このような機会に、ほんとうに国会が政治家の良心の上に立つて、団体法や基本法が国家宣言として政府並びに国会に命令しておる、それを受けて誠実に正すべきものは正していかねばならぬ。誤つておるものはこれを直していかねばならぬ。私がいま申し上げたことは、あそここ書いてある、ここ

にこう書いてあるということではない。中小企業団体法、中小企業等協同組合法によれば、一緒に書いてあつて、一緒に目的で設定されたら同じような措置をとつてしかるべきではないか、こういうことを言つておるのである。

さらに私は、あなたに、これは冗談じゃないに申し上げるのではありませんが、これは藤井政務次官もほんとうに聞いてもらいたいと思うのだが、片山内閣のときに水谷長三郎通産大臣のもとでこれが制度化されたことは御承知のとおりだろうと思う。その当時、これはいろいろと深く研究されて、現実の問題としてこの制度が初めて日本に制度化されたのです。その歴史的考察は、かねてあなたに提出をした私のパンフレットの中にも書いてあると思う。このだけども、これは十九世紀にヨーロッパでいうようなものが発達した。最初はこれが配給を中心とした協同組合運動だったのだが、これが生産活動に重点が置かれるように変わつていった。そしてこれがフランスに発展をして、そしてドイツに発展をして、イタリヤにおいて発展をして、中小企業者の協同組織として非常に経済効果をもたらしつゝきたのだ。そういうふうな点を取り上げて、当時片山内閣でいろいろな学者の諮問を経て、そうしてこれを日本の制度の中に実際に取り入れていったのです。そのときあなたはまだ大学で野球をやつたりピンポンをやつたりして走つておつたものだから、全然苦労のほどがわかりはせぬ。だから、いまこつ然として酔つたような文章だけにとらわれてしまつて、崇高なる政策の淵源というものをとんと御承知がない。それだから末梢にとらわれてしまつて、根源を失つてしまつておる。だから、どうかひとつこの問題について私の申し上げることを端的に御理解願ひたいと思ふのだが、協同組合組織というものは、すなわち、各企業の自主権を残存せしめて、そして、部分的に協業の部分だけを別個に持つていく、こういう組織ですね。それから企業組合というものは、自主権を全然なくしてしまふ、全的に合併してしまふということですね。しかも、その政策の根源をな

すものは何であるかという、これは協同組合である。国は、中小企業に対して、組織を助長するためにこういう制度を設けられた。だから、この政策に全面的に乗つたものは一〇〇%協業組織になつてくるのですよ。中小企業者は弱者である、一人では大企業に立ち向かえないのである。だから、その経済効果を高めていくためには協業しろというものが、協同組合法の指向する政策の方向である。それで、あるものは、自分というものを残しておいて、すなわち、自主権を残しておいて、その中の二〇%、三〇%、四〇%、八〇%、あるいは九九%を協同組織に持つていく、それが協同組合である。ところが、この政策に対して、あるものは弱者は全的に合併したほうがよいと思つて、政府の施策のフェーバーを全面的に満喫しようといふことで、よつてもよつても九九%では足りないといつて一〇〇%をこへ乗りかかつていった。これがすなわち企業組合である。ところが、現行税法では、その剰余金の配分を損金算入にするけれども、一〇〇%のものはいけないうことになつてくる。このような有利と不利との歴然たる変化があらわれてくるというところは、これは法律の重大な手落ちであり、誤りです。大体、その当時、あなたの前の前の主税局長であつた渡邊喜久造さん、いま故人となられたけれども、あの人は、私はほんとうに良心的な人だと思ふのだけれども、あの人が、こういうわれわれの論議に対して答えられたことばの中に、こういうことがありました。あるいは村山君もそのような疑義を継承されて記憶があるかと思ふのだが、一体、従事分量と利用分量ということばをあそこで二様に使つたことが、本日このような税制上のあやまちといひますか、二様の措置を発生せしめた原因である。あのとき両方とも利用分量という名前を使つておけば、同じような処理がなされていったと見るべきである。――どうしてあなた頭を傾けるのですか、ぼくが聞いて、ぼくが言つておるのですよ。私をうそつきだといふのですか。不肖、春日一幸のごとき大人物の言うことを、なるほどといつて

が国の税制の守護神である主税局長がそのような説を堅持されておるといふその立場、これはわからぬではございません。けれども、私があなたに申し上げたいことは、私も十五年間いろいろ税制問題をともに勉強させていただいてまいったの

うものは保たれなければならぬと思いますけれども、現実の問題として、実態というものは一体何であるかということですね。企業組合とはそもそもどのようなものであるのか。すなわち、コンベーターたちに対して、そのような協同組合であるならばこれは損金算入である、企業組合ならば益金処分であるというこのやり方は、実際問題として、企業組合なんかやるな、事業協同組合でやったらいいじゃないか、九九%事業協同組合でやって、%だけ残しておいたら、それで税法上利益がその面において得られるではないか、こういう逃げ道だつてできないことはないと思うのですよ、現実の問題として。なるほど、法人所得と企業組合の所得とが、そこで決算上損金算入、益金処理という違いが生じてくる。要するに、

的な経営によってその所得を満たしていくという負担の均衡がその面においてくずれる。そのことを心配することが一体政治的にどう評価されるかという問題ですよ。そもそも企業組合をつくったのは、そのような零細な諸君が本来的にそのような得をする。大企業たち、あるいは、単に金を出して、そうしてその利潤を座して待つという連中と、自分で働く勤労事業者たち、その諸君が合理的な経営によってその所得を満たしていくという

ことですね。そういう政策目的、政策効果から判断して、一般会社に対しては益金処理、企業組合に対しては損金処理、だからそれは、最終的利益は企業組合の組合員に帰属する、だからそれは得をするわけだ、負担の均衡はその面においてくずれてくるわけだ、くずれてきたっていいじゃないですか。法律というものは必ずしも悪平等ではないのである。租税特別措置法は、年間二千何百億円というものを所得のある者に課税を

なす、課税すべきものを、特別に法律を制定して減免措置を講じておるじやありませんか。だから、政策の効果というものは、やはりそういうような高い立場に立って、遠視してこれの処理がなされなければならぬ。あなたのように、既成の觀念に固定してしまつて、そうして、だが何と言おうとも、彼が何と言おうとも聞く耳持たぬというやうな、これではもう願人坊主みたいなものである。私は、昔、村山達雄君が主税局長時代に、いや直税部長時代からいろいろ論じ合つてきたが、あの御仁は、とにかく正論に対してはこたえてきたものです。あなたも御承知だと思ふけれども、大工、とび、左官、板金、植木職の問題も、いまにしては懐かしき思い出だ。坊君も協力してやつてくれたのだが、實際いまいにして思へば、あのやうな一人親方の諸君がほんとうに働いて得た勤務所得部分があるであらう、このような部分がごとごとく營業所得に課せられるということは過酷である。それは所得の源泉、形態、形態に沿わないものであるといふことで、法律によらずして、村山直税部長の独断専行みたいなもので、直税部長通達で現実にその政策を取り上げていたやうなことは、實際の話としてなまなましい記憶なんです。法律によらずしてやつた村山君のいわば越權行為は、これは役所としては処断されなければならぬかもしれないが、政治家的には、これは高く評価されて、稱賛に値するものである。はたせるかな、代議士になつてしまつて、栄光の座についておる。君、そんなことでは代議士になれぬよ。だから、この問題は、實際問題として私があなたに申し上げておることは、既成の觀念に固執しておつてはいけないといふこと、政治といふものは、国民福祉のために、そしてこの福祉といふものは悪平等ではないものであるといふことで、ある。働けない人にどんどん金をやっていると、いか。つまり社会保障ですね。そういうやうな人人にはみんな最低限の生活ができるやうに厚生保護をやつておるのです。そうして、一方においては差し押え、競売をしながら税金を取つておる

のである。政策に重点を置いて、適切な政策を生み出していくといふところに政治の要諦がある。である。したがつて、協同組合法といふものは、零細業者には特別の政策上のつえを与える、あるいはさきさきといふ必要があつて、そして協同組合をつくつて、企業組合、何々組合、とくに置いておる。条文も違つていないのです。第二章、第三条、同じところに書いてあるのです。しかも、その深遠なる法理念といふものは、あなたは知らない。片山内閣時代において、われわれが水谷長三郎君とともに、泰西のさまざまな政策や、政治原理、社会科学、これらをいろいろずつとつて、そうしてこれを制度化したのであら、ほんとうにわれわれのことを聞いてもらわなくてはならない。われわれの言うことはそんなに違つておるわけがない。違つておれば、こんな印刷するわけでもないです。あなたはこれを知らずらつと続んでしまつて、十分に玩味されていらないと思ふのだけれども、とにかく、フランスそれからドイツ、それからイタリア、これが配給組合から生産組合にアウフヘーベンして、これがほんとうに理想的なスタイルであるといふ結論の上に立つて、特にこれを企業組合として制度化したのである。この創始者の苦心といふものをよく理解しなければいけません。ただ、前任者が變なことを書いていったから、それを棒読みしておるというだけではいけないのです。どうかそういうやうな意味合いで、なるほど負担均衡の原則を破るかもしれない。コンペティターである一般会社との間で、こちらが有利になるかもしれないけれども、法意は有利にするやうにこれをつくつたんだ。大企業、大法人、小法人もありまうけれども、そういうものと対等の立場では競争ができなから、できるようにしてやろう、おまえたちはこれをやればいぶん得ができるんだからというて、そこに不公平といふものをあらかじめ念頭に置いて、百も承知の上でこれを制定しておる。わかりましたか。きょうはほくはあまり塩崎君を締

めつけてはいかぬ理由があるので、この辺にしておきますが、大臣は一体どうしたのですか。藤井政務次官が言われたやうに、ひとつは山君にも、究してください。私は、坊君にも山君にも、實際同僚でありながら哀訴嘆願するやうな形でよく頼んでおるのだけれども、主税局が暴論を吐いて、がんとして受けつけないから、春日君、次のときを待て、こういうごあいさつを承つておる。内輪の話まで申し上げて失礼だけれども、ぼくが一体何のためにこのことを何年間論じておるか。これは零細なる中小企業者たちが求めてやまないのだ。私はこんなことをだてや酔狂で言つておるのじゃない。事業協同組合は損金算入、企業組合は益金処分、これは不公平でございませう。九九協同組織によつて、一%おくれしておるものは得をしておる。政府の政策の呼びかけに依じて、一〇%乗つておつた私たちは損です、こんなばかなアンバランスがございませうかと言つてきておる。それに対して、政治家として何と答へられまうか。それは君ら違つておるとは言えない。皆君の言うとおりの言わざるを得ない。といふて、あなたの方に取つても、全然あなたはつんぼで、おしで、めくらみたいなものだ。何にも聞きもしない。熱烈の文章をつづつても読みもしない。まるで極道の所業である。何とか返事をしたらどうです。

○塩崎政府委員 租税特別措置のお話が出ましたので、私も先ほど来申し上げておりますやうに、租税特別措置がいかなる趣旨でございませうか、また、企業組合に絶対適用できないか、そういうことを申したつもりはございません。しかし、おっしゃる点は、課税所得の計算について、普通の中小企業者と違つたシステムを設ける、こういうお話でございませう。その点は、どうも私もどしどし申し上げては納得しがたい、こういう点を申し上げたのでございませう。七十一万の法人、さらにまた百五十万ばかりの個人形態の中小企業者、それと二十万の企業組合が競争しておるのでございます。これに對しまして、私は、發生いたしました企業収益、これについては同じやうな税負担を求めると、春日先生常に主張されておる税制の理想だと思ふのでございませう。私は、そういう意味で、企業組合と協同組合とはやはり別な關係にある、企業組合と会社形態あるいはまた個人形態の中小企業者との間の競争關係がまた別にあると思ふのでございませう。しかし、中小企業対策が税制上全くとられていないかと申しますと、今度の税制では、御存じのやうに、中小企業対策を大いに取り入れたつもりであります。企業組合は當然またその適用を受ける。たとえば、軽減税率は、今回は資本金一億円超の法人につきましては適用しないことにいたしました。これは過去、三十年に、国会におきまして、法人税の一本税率につきまして御批判があり、中小企業と中小法人と大法人とはやはり税負担を違えて、競争上の弱さを救つたらどうか、というお話がございまして、それができ上がつたのでございませうが、でき上がつた結果は、所得金額に依りまして大企業にも適用になるやうなシステムでございまして、これはもつたいない話だ、単に技術上の理由から軽減税率が大法人に適用されるならば、これは少し考え方を變えていこうではないかといふわけで、今回は軽減税率は資本金一億円以下の法人についてだけ適用する、こんなやうなことにいたしました。さらにまた、資本金一億円以下の法人につきましては貸し倒れ引き当て金を二割増しにいたす、このあたりもいままでの考え方と非常な相違であらう、かように私は思ひます。そんなやうな中小企業対策はとられたのでございませう。企業組合は當然その適用はあるわけでございまして、こゝういった角度からひとつ税制を見ていただき、かように思ふ次第でございませう。

○春日委員 結局、これから一、二年間あなた相手にこの論議をやつていかなければならぬと思ふのです。ばかなことを何べんか言わせないで、いま言われたやうに、政策的考慮でもいいのです。中小企業政策として租税特別措置の区分でもいいと

思うのです。いずれにしても、これはどうしてもアンバランスだ。そして、これはよく理解を願いたいと思うんだけれども、特に自民党の皆さんに御理解願いたいと思うんだが、いまや、中小企業団体は日本に一つしかありません。中小企業団体中央会ですね。これがいろいろの角度から検討いたしまして、中小企業団体中央会の権威とその責任で、こうしてもらいたいと言っているのです。自由民主党の諸君だって、これを判断されて、しかるべしという御意見も私はあると思う。けれども、その既成の観念というものが強過ぎて、負担均衡、公平の原則などをいわれてくると、そこに均衡を失っていくというように、この難解なる徴税理論というものがあなたの前にことごとく敗退して、そうして実を結ぶに至っていない。さすれば、いつまでもこんなことを言わなければならぬ。もう私は三べんくらい言っておると思うのです。ですからこの問題は、いま申し上げましたようなこと、さらに申し上げたようなことは全部文書に書いてございまして、ひとつもう一べん玩味願って、そして政策的考慮でよろしい。なぜかならば、中小企業者のために余分に得を与えてやろうというのが、そもそも企業組合というものが設置された最初の法目的である。法意はそこにあるのである。全面的になくなっておるといわれておりますけれども、企業組合の組合員に更正決定ができるのでございましょう。株式会社は株主に對するものと違ふのです。企業組合の組合員にはあなたのほうが更正決定ができるのでございましょう。そんなものが宗主権がないなんというものでない。株式会社の株主に對する処置とは違ふのだ。違ふものを同じようにしなければならぬ。ならぬと言つて、取れるだけ何でも取り上げるといふようなことなら、中小企業者に対してこんなさまざまな政策をとる必要は全然ない。中小企業のためにさまざまな政策がとられております。協同組合に對する共同設備の助成金だ、近代化の助成金だ、あまた、こうだと、ずっとある。それは中小企業者が弱きものであるから、したがって、経

済活動というものの力に国がこれを補強してやらねばならぬ、そういうことでやっておるのだから、そのやり方をここでやめてどが悪いかにいうことなんですか。その意味でもいいと思うのです。そういう意味でもこの問題はぜひとも御考慮願いたい。そして、すみやかにこの多年の懸案を御解決願いたいのですが、この問題について、藤井政務次官からひとつ大蔵省としての御所見をお伺いして、ほかの質問に入りたいと思います。

○藤井(勝)政務委員 中小企業、わけても零細企業対策として、補助金政策あるいは金融政策、いろいろありますけれども、私は、税制のあり方がいかに弱い立場の企業に大きな影響を持つか、同時にまた、みずからの力で経済活動を活発に行ない、零細企業から中小企業、大企業へ発展していくというためには、租税のあり方が一番大切であるという認識は春日委員と、いろいろお話を聞いておりまして一致いたしております。同時にまたいろいろ過去のいきさつをお話しになりまして、この問題に對して事業協同組合と企業組合との租税上の取り扱いの相違、この点については私も検討しなければならぬ、このように思うわけでございします。確かに、租税特別措置が片やあるわけでございまして、まあ、税の本来のあり方は所得のあるところから課税をするということ、同時にまた、負担の公平、こういうこともありますが、もう一つ、やはり租税特別措置に盛られたような政策的に税のあり方においてその企業を伸ばしていくという、この三つの点を合わせて考慮して、企業組合に對する租税のあり方は一度検討させていただきます。このように思います。

○春日委員 なかなか志操堅固でよろしいが、しかし、われわれが荒唐無稽な議論をはいておるものではないのです。いいですか。ひざもと談合ということがある。そうしてもう一べん企業組合の諸君も呼んで、中央会の責任者も呼んで、ひとつしんみりと、こういうような公式な場面でないに、胸襟を開いて十分彼らの要請をくまれて、適切公正な結論をすみやかに得られるように御努力を願いたい。このことを強く要望いたしておきます。それでは、大臣が見えたので、大臣に質問をいたしますが、実は法人、個人の海外資産に課税することを緩和する何らかの措置を講じてみたらどうか。わかりやすく言いますと、法人でも個人でも過年度の所得の中でこれを自家調節をしてやることがあつた。というところは、脱税して、これを別の帳簿に隠匿しておく、それが多年の累積になって相当の額にのぼつておるものが絶無ではないと見るべきである。ところが、これらの諸君はこの金を使うことができない。事業上これを活用することができない。活用すれば、一体その金はどいう金だということ、税の対象になつてしまふものだから、これを匿名預金で全くその個人との関係を擬装的に遮断した形で隠蔽されておる。現在わが国の経済が非常な信用経済で、その信用が膨張したところ、信用膨張は著しいものがあると思うのです。銀行からこれらの諸君は借金をしておるけれども、借金の見返りみたいなものに、ほかに資産があるわけですね。これを表に出さしめるような措置をとるべきではないのか、そして、過度に膨張しておる信用をできる限りそのような措置によつて収縮せしめる措置を講ずべきではないか、このことなんです。要するに、脱税を自首してこいということですね。自首してきたら、その分に対しては税法上特別の措置をとつてやるということ、これは悪い者だから、それに対して正直に納めた者との間の均衡をどの点に求めていくか、これは政策的になかなか判断を要するところであらうけれども、しかし、手段、方法は絶無ではないと思うのです。われわれが研修した

範囲で想定できますことは、これの延納を認めてはどうか。たとえば、三百万円以下の金は三年間とか、あるいは二千万円まではこれを十年間とかいうことで、これは脱税だから納めさせる。納めさせるけれども、自首してきたのだから、一べんには納めさせないぞ、そういうようなことによつて自己資本を充実せしめていこう。みんな資産がありながらもつともそれは不正な資産ではあるけれども、しかし、言うならば、これだつて法律上五年の時効を経過すれば、その後は堂々と嗜れて自己資産に編入されるべき筋合いのものなんですね。時効の救済がある。だから、そういうものを自首してきたものについては、これをひとつ納税させる。納税させるが、それを段階的に、三百万円までは三年間、五百万円までは七年間、二千万円までは十年間とかいう形で延納させていけば、少なくとも企業間信用の膨張度合いがそれだけ収縮していく形にならないか。そうして、その企業が金がありながら、それでわずかな金利をもらつて、高い金利で銀行から借りておる金利負担を軽減する、企業負担を軽からしめていくという、すなわち企業間信用の収縮、それから中小企業等の自己資本の充実、それから一方においては国税収入の増大、三拍子そろつた効果が期待できると思うが、この問題について大臣の見解はいかがですか。

○福田(赳)國務大臣 初めて承る名案でございしますが、脱税を容認するようないやなところがあるようですが、春日先生がそう言われるについては相当の理由があるだろう、こういうふうに思います。これはよく検討させていただきます。

○春日委員 もとより春日一幸ほどの大人物がこのような新しい提案を行なう限りには、それは提案せざるを得ないだけの理由があるし、また合理性があるのです。というのは、事実上いまこの企業間信用の膨張の度合いというのは、大臣御調査のとおり非常に大きなものになつておる。銀行の匿名預金というものは膨大なものである。ほんとうにそういうものを実勢に応じてこれを収縮せしめていくということは必要なことだ、しかし、その

あさつてにいたします。

脱税者に対して、すなわち悪人に対して、それでは恩恵をかけ過ぎないかという点があるけれども、この点は厳粛にして——これはもとより時限立法である。一年間に自首する者は全部せよ、そのことは、すなわち企業間信用収縮のため中小企業の自己資本充実をはかるための非常措置である、一年間の限定措置であるというところでやっている、私は相当の効果があつてくると思うのです。それはあなたが赤字公債を出したよりよっぽどいいと思うのですが、これはひとつしんみりと考えてみませんか。これは唐突な提案みたいですが、私も、実は私も昨年の夏の研修会に、われわれはこういう問題について、経済学者やいろんな権威を集めて、四、五十人合宿してあらゆる角度から検討したのです。いま大臣が指摘されたように、脱税者に延納の特典を与えるがごときはこれは許しがないという意見の者もたくさんありました。けれども、ほかっておけば、一銭も税金は取れない。五年たてばオートマチックに免責財産になっていってしまうのでしょ。そうして、いつまでも隠し財産で、銀行に預金をしておいて、銀行から高い金利で借りておる、金利負担を増大せしめるばかりであるという、このような実態があるがままにこれをながめて、そこから政策を編んでいくということになれば、じゃ、ひとつ国税収入をはかつていこうじゃないか、しかし、一ぺんに取るということだとみんなが自首するということの度合いが少なくなるから、延納を認めてやろうじゃないか、しかし、そんなことをしよつちゅうやられてはみんな脱税しただから、一年だけ、あとはやらない。これならばいけるじゃないかというの、その研修参加者、学者諸君たちの大まかな意見でございました。あわせて申し上げておきます。この問題は、私は相当の政策効果があると思うけれども、何か政治道義、情義からするとつぎの提案みたいですから、十分政府部内においても御研修の上、実情に即した対策が樹立されることを強く要望いたしまして、私の質問をこれで終わります。それで、私の残余の質問は、

○三池委員長 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項以下を三項ずつ繰り下げ、第十

一項の次に次の三項を加える。

12 政府は、アジア開発銀行の加盟に伴う措置に

関する法律(昭和四十一年法律第 号)第二条

の規定によりアジア開発銀行に対して行なう出

資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭

和四十五年度までの間において、総額百八十億

円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入

れることができる。

13 政府は、昭和四十一年度の一般会計の歳出の

財源に充てるため、同年度において、百六億九

千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計

に繰り入れることができる。

14 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済

協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第

二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日

本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五

百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合(同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む。)において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の附則第十四項の規定は、昭和四十一年度の決算から適用する。

理 由

アジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源に充てるとともに、昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計に繰り入れをすることができるとするは、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づき、大韓民国から清算勘定の残高に係る賦払金の処理につき要請があつた場合に同資金に生ずる損失は、同資金の金額から減額して整理するものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三池委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○福田(起)國務大臣 ただいま議題となりました外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。本法律案は、アジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源その他一般会計の歳出の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとし、あわせて先般発効した財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づき、大韓民国から清算勘定の残高に係る賦払金の減額整理に關しまして、所要の規定を設けるとするものであります。

すなわち、第一はアジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源に充てるため、外国為替資金の一般会計への繰り入れであります。昨年十二月四日マニラにおいて調印されましたアジア開発銀行を設立する協定に基づいてアジア開発銀行が設立されることになりましたが、同銀行の授權資本総額は十億ドル、日本の出資額は二億ドルであり、うち払い込み資本額は一億ドル、その二分の一が現金

による出資、残りの二分の一が国債による出資となっております。現金による出資五千万ドル、すなわち邦貨に換算して百八十億円は、昭和四十一年度から五十年間に毎年度三十六億円ずつ割して行なわれることになっております。この出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭和四十五年までの五十年間において外国為替資金から総額百八十億円を限り、一般会計へ繰り入れることができることとしたしております。

第二に、昭和四十一年度における一般会計の財源事情を勘案いたしまして、約百七億円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができるといたしております。この金額は、いわゆるインベントリーの残高から、アジア開発銀行の出資財源に充てられる分及び次に述べます対韓国清算勘定残高に相当する分を差し引いたものでございます。

最後に、先般発効いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書において、韓国の賦払金については韓国からの支払い並びにわが国からの生産物及び役務の供与が同時に進行したものとみなすという処理を定めているのでございまして、これは当該債権について現実の支払いがないにもかかわらず、その支払いがあつたものとみなされるわけでございます。これにより外国為替資金に生ずる損失を同資金の額から減額して整理することとしたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ります。

次会は、明十七日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会